

# 保証月報



ソメイヨシノと宇和島城



4

## Guarantee Information »

- 2019年度 組織体制のご案内
- 050ダイヤルイン番号表変更のご案内
- 信用保証協会全国統一申込書式及び「保証協会団信」関係書式の改定について
- 登録免許税軽減措置の適用期限の延長について
- 「解体工事業」に係る許可業種区分の新設等について
- 経営安定関連保証5号の指定業種について
- 「平成30年7月豪雨」に係る保証制度及び保証実績について

## Column »

愛媛〈歴史・文化〉検定 第1回

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

# 保証月報



4

## Contents

### 保証情報 Guarantee Information >>

- 2019年度 組織体制のご案内 ..... 1
- 050ダイヤルイン番号表変更のご案内 ..... 2
- 信用保証協会全国統一申込書式及び「保証協会団信」関係書式の改定について ..... 3
- 登録免許税軽減措置の適用期限の延長について ..... 4
- 「解体工事業」に係る許可業種区分の新設等について ..... 5
- 経営安定関連保証5号の指定業種について ..... 5
- 「平成30年7月豪雨」に係る保証制度及び保証実績について ..... 6

### 保証状況 Guarantee Condition >>

- 今月の保証概況（2019年3月） ..... 7
- 本・支店別保証状況 ..... 8
- 金融機関別保証状況 ..... 8
- 業種別保証状況 ..... 9
- 金額別・期間別・使途別保証状況 ..... 10
- 市町制度保証状況 ..... 11
- ランキングベスト10 ..... 12
- 金融機関店舗別保証状況 ..... 13

### 融資保証制度 Loan Guarantee System >>

- 融資保証制度一覧 ..... 20
- 信用保証料率表 ..... 30
- 保証協会団信実績 ..... 32

### コラム Column >>

- 愛媛〈歴史・文化〉検定 第1回 ..... 33

## 当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

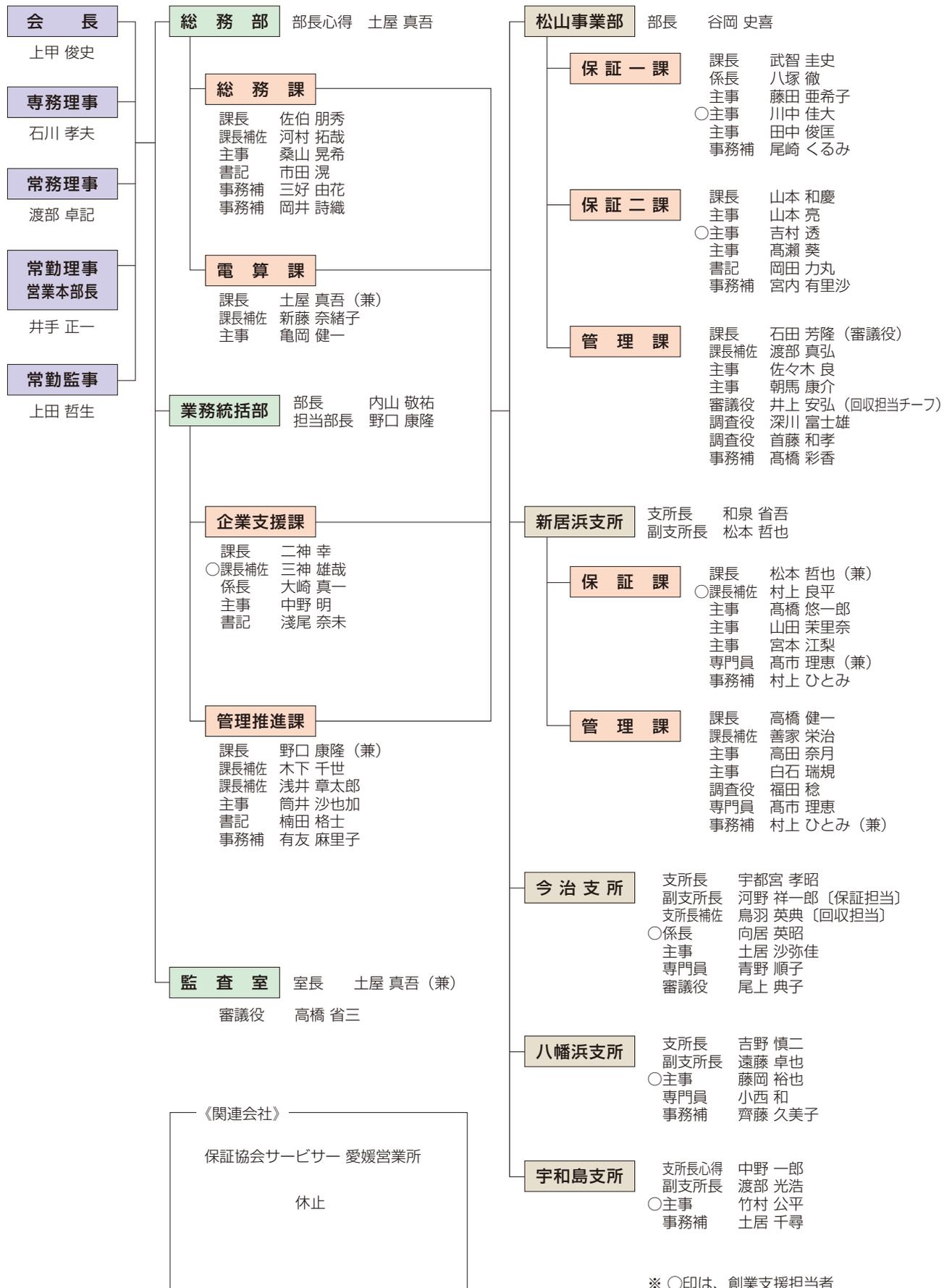
検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>


### お知らせ (更新・新着情報)

- 2019年04月05日 「保証協会団信」の加入年齢の引上げについて
- 2019年04月01日 保証の概況「2019年3月」を掲載しました。
- 2019年03月19日 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口について
- 2019年03月18日 平成30年度「自殺対策強化月間」における取組について
- 2019年03月13日 保証月報3月号を掲載しました。

## 愛媛県信用保証協会 組織図 (2019年4月1日)



※ ○印は、創業支援担当者

# 050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇当協会では「050ダイヤルイン」を導入しております。

◇松山事業部・各支所に加え、本部の各職員に対しても直接繋がりますのでご利用ください。

※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本 部		TEL 089(931)2111(代)	松 山 事 業 部		TEL 089(931)2118
<b>総 務 部</b>			<b>管 理 課</b>		
部長心得	土屋 真吾	050 - 3803 - 1965	課長	石田 芳隆	050 - 3803 - 1988
<b>総 務 課</b>				渡部 真弘	050 - 3803 - 2007
<b>089 - 931 - 2111</b>				佐々木 良	050 - 3803 - 2003
課長	佐伯 朋秀	050 - 3851 - 1472		朝馬 康介	050 - 3803 - 2008
	河村 拓哉	050 - 3851 - 1471		井上 安弘	050 - 3803 - 2002
	桑山 晃希	050 - 3851 - 1474		深川 富士雄	050 - 3803 - 1995
	市田 滉	050 - 3851 - 1473		首藤 和孝	050 - 3803 - 2006
	三好 由花	050 - 3851 - 1476		高橋 彩香	050 - 3803 - 1968
	岡井 詩織	050 - 3851 - 1475	<b>新 居 浜 支 所</b>		
<b>電 算 課</b>				保証課	TEL 0897(33)8282
<b>089 - 931 - 2115</b>				管理課	TEL 0897(33)8292
	新藤 奈緒子	050 - 3851 - 1477	支所長	和泉 省吾	050 - 3803 - 2012
	亀岡 健一	050 - 3851 - 1478	<b>保 証 課</b>		
<b>業 務 統 括 部</b>			副支所長・課長	松本 哲也	050 - 3803 - 2013
部長	内山 敬祐	050 - 3803 - 1967		村上 良平	050 - 3803 - 2017
担当部長	野口 康隆	050 - 3803 - 1972		高橋 悠一郎	050 - 3803 - 2015
<b>企 業 支 援 課</b>				山田 茉里奈	050 - 3803 - 2018
<b>089 - 931 - 2114</b>				宮本 江梨	050 - 3803 - 2022
<b>089 - 931 - 2116</b>				村上 ひとみ	050 - 3803 - 2020
課長	二神 幸	050 - 3851 - 1482	<b>管 理 課</b>		
	三神 雄哉	050 - 3851 - 1486	課長	高橋 健一	050 - 3803 - 2021
	大崎 真一	050 - 3851 - 1484		善家 栄治	050 - 3803 - 2025
	中野 明	050 - 3851 - 1483		高田 奈月	050 - 3803 - 2016
	浅尾 奈未	050 - 3851 - 1470		白石 瑞規	050 - 3803 - 2014
<b>管 理 推 進 課</b>				福田 稔	050 - 3803 - 2011
<b>089 - 931 - 2117</b>				高市 理恵	050 - 3803 - 2024
	木下 千世	050 - 3851 - 1485	<b>今 治 支 所</b>		
	浅井 章太郎	050 - 3851 - 1487	TEL 0898(23)0170		
	筒井 沙也加	050 - 3851 - 1488	支所長	宇都宮 孝昭	050 - 3803 - 1951
	楠田 格士	050 - 3851 - 1479	副支所長	河野 祥一郎	050 - 3803 - 1952
	有友 麻里子	050 - 3851 - 1489		鳥羽 英典	050 - 3803 - 1955
<b>監 査 室</b>				向居 英昭	050 - 3803 - 1953
<b>089 - 931 - 2180</b>				土居 沙弥佳	050 - 3803 - 1954
	高橋 省三	050 - 3851 - 1490		青野 順子	050 - 3803 - 1963
<b>松 山 事 業 部</b>				尾上 典子	050 - 3803 - 1956
TEL 089(931)2118			<b>八 幡 浜 支 所</b>		
部長	谷岡 史喜	050 - 3803 - 1977	TEL 0894(22)2003		
<b>保 証 一 課</b>			支所長	吉野 慎二	050 - 3803 - 1961
課長	武智 圭史	050 - 3803 - 1979	副支所長	遠藤 卓也	050 - 3803 - 1958
	八塚 徹	050 - 3803 - 1998		藤岡 裕也	050 - 3803 - 1960
	藤田 亜希子	050 - 3803 - 1993		小西 和	050 - 3803 - 1959
	川中 佳大	050 - 3803 - 1984		齊藤 久美子	050 - 3803 - 1962
	田中 俊匡	050 - 3803 - 1985	<b>宇 和 島 支 所</b>		
	尾崎 くるみ	050 - 3803 - 1991	TEL 0895(22)6556		
<b>保 証 二 課</b>			支所長心得	中野 一郎	050 - 3803 - 1944
課長	山本 和慶	050 - 3803 - 1978	副支所長	渡部 光浩	050 - 3803 - 1945
	山本 亮	050 - 3803 - 1994		竹村 公平	050 - 3803 - 1946
	吉村 透	050 - 3803 - 2004		土居 千尋	050 - 3803 - 1949
	高瀬 葵	050 - 3803 - 1999			
	岡田 力丸	050 - 3803 - 1989			
	宮内 有里沙	050 - 3803 - 1992			

## 信用保証協会全国統一申込書式及び「保証協会団信」関係書式の改定について

信用保証協会団体生命保険制度（「保証協会団信」）が本年4月1日より加入年齢範囲の引き上げが実施されるほか、本年5月1日より改元されることに伴い、信用保証協会全国統一申込書式及び「保証協会団信」関係書式を改正いたします。

全国統一申込書式の新書式は4月下旬より印刷会社から各金融機関へ順次発送されますので、到着後からご利用ください。「保証協会団信」関係書式の新書式は発送済みですので、告知日（記入日）が2019年4月1日以降の申込からご利用ください。なお、両書式とも2019年4月1日以降、2019年6月末申込分までは経過措置として、旧申込書も以下「不備補完対応」をいただくことによりご利用可能ですが、[2019年7月1日以降保証申込分から新書式に完全移行しますので、ご協力をお願いいたします。](#)

### 「信用保証協会全国統一申込書式」

#### 「改正点」

1. 「保証協会団信」加入意思確認書
  - ① 日付記入欄から「西暦」を削除しました。
  - ② 裏面「4. 被保険者」における加入年齢範囲が「満20歳以上満66歳未満」から「満20歳以上満71歳未満」に引き上げられました。
  - ③ 裏面「1. 目的」における特約料の目安表を2017年4月の特約料改定を反映し修正しました。
2. 個人情報取り扱いに関する同意書
 

日付記入欄から「西暦」を削除しました。
3. 信用保証委託契約書
 

日付記入欄から「西暦」を削除しました。
4. 信用保証委託申込書、同記入要領
  - ① 日付記入欄から「西暦」を削除しました。
  - ② 生年月日または設立年月日欄の「西暦 明大昭平」欄を削除しました。
5. 保証人等明細（信用保証委託申込書裏面）
  - ① 日付記入欄から「西暦」を削除しました。
  - ② 生年月日または設立年月日欄の「西暦 明大昭平」欄を削除しました。
6. 申込人（企業）概要、同記入要領
  - ① 日付記入欄から「西暦」を削除しました。
  - ② 創業年月（開業）欄の「西暦1明治前2明3大4昭（5平）」欄を削除しました。
7. 信用保証依頼書、同記入要領
 

日付記入欄から「西暦」を削除しました。

## 「不備補完対応」

保証申込をされる中小企業・小規模事業者の皆さまに、「保証協会団信の加入年齢範囲引上げに関するご案内」により、加入年齢範囲引上げに関するご案内を行って下さい。

## 【「保証協会団信」関係書類】

### 「改正点」

#### 1. 債務弁済委託契約申込書

- ① 帳票の色を変更しました。
- ② 日付記入欄から「平成」を削除しました。

#### 2. 申込書兼告知書

- ① 帳票の色を変更しました。
- ② 告知日（記入日）記入欄から「平成」を削除しました。

※年欄は「告知日」時点の元号年となります。例えば本年5月1日までの告知においては平成の「31」年、5月1日以降の告知であれば、新元号の「01」年となります。

- ③ 保証協会処理欄の借入（予定）日記入欄から「平成」を削除しました。

※加入申込者の手続きに影響はありません。

## 「不備補完対応」

被保険者さまに、新書式（冊子）に含まれる『ご加入にあたって』をお渡しいただき、その旨を旧申込書下段の備考欄に補記、担当者印を押印し、ご提出ください。

保証申込をされるお客様へ

**保証協会団信の加入年齢範囲引上げに関するご案内**

保証協会団信とは、代表者に万一のことがあった場合、信用保証協会の保証付融資残高に相当する保険金が支払われる保険です。  
下記のとおり、2019年4月から「保証協会団信」の加入年齢範囲が5歳引上げられておりますので、後継者やご家族の方を守る制度として、ご加入をご検討下さい。

記

保証協会団信 加入年齢範囲の引上げ（2019年4月～）

項目	変更前	変更後
加入年齢	満20歳以上満66歳未満	満20歳以上満71歳未満
継続期限	満70歳となる日までに納入している特約料の保障期間まで	満75歳となる日までに納入している特約料の保障期間まで

（ 加入年齢とは、団信加入を申込可能な年齢の範囲、  
継続期限とは、団信に加入継続可能な上限の時期、 ）

## 登録免許税軽減措置の適用期限の延長について

信用保証協会が受ける（根）抵当権の設定登記等に対する登録免許税の軽減措置（軽減税率1,000分の1.5）の適用期限が2021年3月31日まで2年間延長されました。

登録免許税：1,000分の1.5（通常：1,000分の4）

## 「解体工事業」に係る許可業種区分の新設等について

2016年6月1日より「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）が施行され、建設業の許可業種区分中、「とび・土工事業」に含まれていた「解体工事業」が分離独立し、新たな許可業種区分とされています。

2016年6月1日時点で「とび・土工事業」に係る許可を有していた者については、現在、経過措置が適用されているところですが、同措置は、本年5月31日をもって終了することとなっておりますので、お知らせいたします。

### 「本改正に係る概要」

#### 1. 2016年6月1日以降、新たに「解体工事業」を営む場合

「解体工事業」に係る許可を取得する必要があります。

#### 2. 2016年6月1日時点で、「とび・土工事業」に係る許可を取得しており、「解体工事業」を営んでいる場合

2016年6月1日から2019年5月31日までの経過措置期間は、解体工事業に係る許可を受けなくても、引き続き解体工事業を営むことができます。

なお、その者が経過措置期間内に解体工事業に係る許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も解体工事業を継続できることとなります（建設業法等の一部を改正する法律附則第3条1項）。

※2019年6月1日以降に解体工事業を営む場合は、解体工事業の許可取得が必要となります（なお書の場合を除く）。

## 経営安定関連保証5号の指定業種について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づくセーフティネット保証5号について、新たに2019年4月1日から2019年6月30日まで（2019年度第1四半期分）の指定業種が中小企業庁より公表されましたのでお知らせします。

1. 指定業種 153業種

2. 指定期間 2019年4月1日から2019年6月30日まで

指定業種の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

<中小企業庁HP> <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2018/1812205gou.htm>

## 「平成30年7月豪雨」に係る保証制度及び保証実績について

平成30年7月豪雨の影響を受け、事業活動に支障が生じている県内事業者の方々の資金調達を支援するために、以下の災害に関連する保証制度が実施されています。

2019年3月末時点の災害に関連する保証制度の実績は以下のとおりです。

### 災害に関連する保証制度一覧

保証制度	特 長
愛媛県災害関連対策資金	市町が発行する「り災証明書」等の発行を受けた中小企業者に対し、保証料を愛媛県が全額負担。
愛媛県緊急経済対策特別支援資金 (知事指定災害)	豪雨の影響により営業停止、売上高の前年同月比が3%以上減少、売掛金回収困難など、緊急的な資金調達に貸付利率年1.65%で利用可能。
愛媛県緊急経済対策特別支援資金4号 (セーフティネット4号)	大洲市で豪雨の影響により売上高の前年同月比が20%以上減少した方を対象に貸付利率年1.50%とする保証制度。
経営安定関連保証4号 (セーフティネット4号)	大洲市で豪雨の影響により売上高の前年同月比が20%以上減少した方を対象に金融機関所定利率で利用可能。 一般保証とは別枠で利用可能。
災害関係保証	指定地域*で災害の影響を受け、市町が発行する「り災証明書」の発行を受けた中小企業者を対象とする保証制度。 一般保証とは別枠で利用可能。

※(指定地域) 今治市・宇和島市・大洲市・八幡浜市・西予市・北宇和郡松野町・北宇和郡鬼北町

### 災害関連資金に係る保証実績 (2019年3月31日)

(単位：件、千円)

保証制度	保証承諾				保証債務残高	
	当月中		当月末		件数	金額
	件数	金額	件数	金額		
災害関連対策資金	17	238,400	327	4,084,490	324	3,906,884
愛媛県緊急経済対策特別支援資金 (知事指定災害)	0	0	14	96,500	14	91,178
愛媛県緊急経済対策特別支援資金4号 (セーフティネット4号)	0	0	2	80,000	2	75,786
経営安定関連保証4号 (セーフティネット4号)	0	0	9	241,000	7	201,384
災害関係保証	0	0	0	0	0	0

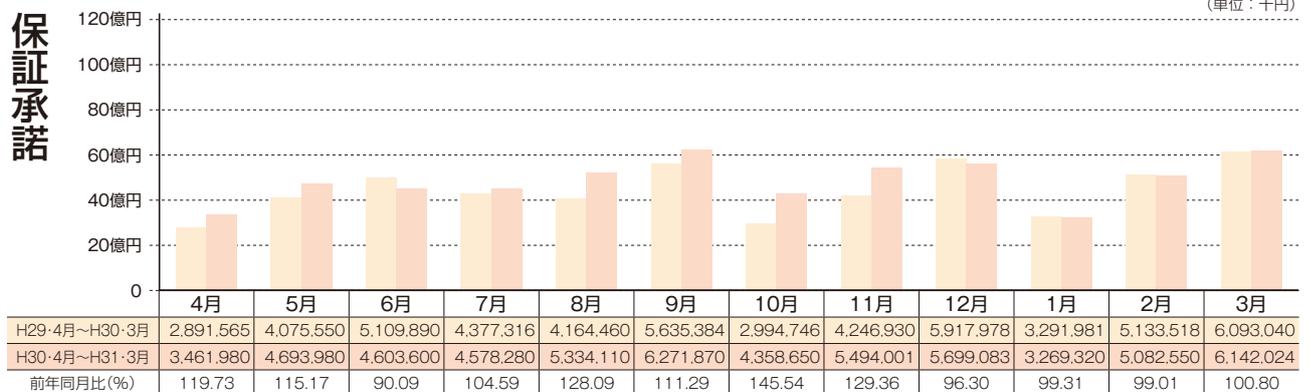
実績

(単位：千円)

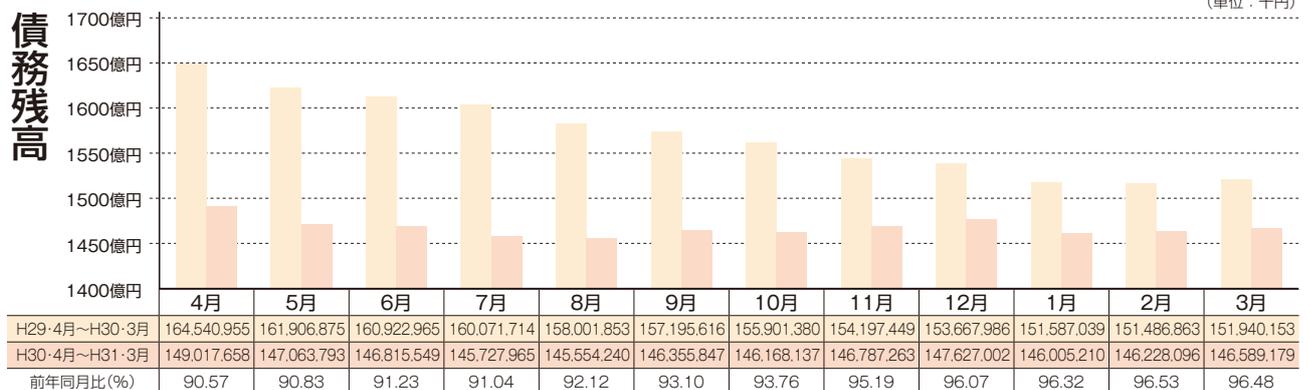
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	588	6,107,244	94.08	106.10	6,394	60,868,288	106.46	110.07
保証承諾	599	6,142,024	92.44	100.80	6,262	58,989,448	106.77	109.38
保証債務残高	—	—	—	—	21,469	146,589,179	98.36	96.48
代位弁済	4	42,748	25.00	69.44	219	1,759,900	144.08	171.16

推移グラフ

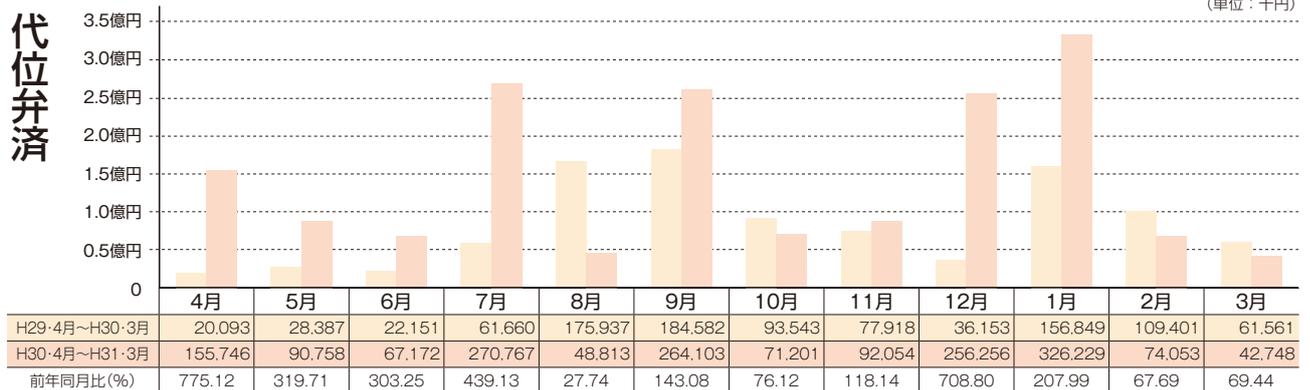
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



# 本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

## 本・支所別保証状況 (2019年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	283	2,720,250	110.82	2,949	28,232,151	110.49	9,950	68,644,588	96.93	0	0	0.00	116	673,878	131.85
新居浜	125	1,633,274	116.17	1,261	10,886,934	98.79	4,637	30,426,499	90.86	0	0	0.00	43	466,755	364.29
今治	82	769,200	81.49	846	7,782,423	89.00	3,196	20,866,788	90.39	0	0	0.00	27	269,607	92.89
八幡浜	47	595,600	81.37	636	6,959,380	145.17	1,858	15,031,804	110.30	4	42,748	-----	14	147,315	363.46
宇和島	62	423,700	76.14	570	5,128,560	134.15	1,828	11,619,500	106.43	0	0	0.00	19	202,345	347.38
合計	599	6,142,024	100.80	6,262	58,989,448	109.38	21,469	146,589,179	96.48	4	42,748	69.44	219	1,759,900	171.16

## 金融機関別保証状況 (2019年3月分)

(単位：千円)

		保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
		当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀	伊予	189	2,570,944	1.892	23,309,774	39.52	7,730	68,393,572	46.66	1	3,849	71	736,230	41.83		
	四国	10	118,000	0.044	524,400	0.89	174	1,369,042	0.93	0	0	6	126,240	7.17		
	百十四	1	1,600	0.001	661,200	1.12	320	2,453,660	1.67	0	0	6	44,423	2.52		
	阿波	0	0	0.000	122,000	0.21	45	416,256	0.28	0	0	2	37,829	2.15		
	広島	4	10,950	0.009	756,650	1.28	445	2,977,356	2.03	0	0	8	22,405	1.27		
	中国	0	0	0.000	156,000	0.26	14	205,261	0.14	0	0	0	0	0.00		
	山口	0	0	0.000	240,000	0.41	41	612,581	0.42	0	0	1	3,413	0.19		
	西日本	0	0	0.000	0	0.00	2	8,067	0.01	0	0	0	0	0.00		
	みずほ	0	0	0.000	0	0.00	16	290,573	0.20	0	0	0	0	0.00		
	りそな	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	三井住友	0	0	0.000	50,000	0.08	9	74,321	0.05	0	0	0	0	0.00		
	三菱東京	0	0	0.000	120,000	0.20	19	210,765	0.14	0	0	0	0	0.00		
	三井住友信託	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	あおぞら	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	愛媛	232	2,402,630	2.286	20,273,970	34.37	6,998	42,622,275	29.08	0	0	67	385,990	21.93		
	香川	16	127,980	0.126	2,570,580	4.36	694	5,289,712	3.61	0	0	12	96,130	5.46		
	高知	8	72,500	0.069	320,500	0.54	160	970,077	0.66	3	38,899	6	60,299	3.43		
徳島	6	34,000	0.032	468,000	0.79	115	1,031,975	0.70	0	0	0	0	0.00			
もみじ	0	0	0.000	10,000	0.02	3	12,372	0.01	0	0	0	0	0.00			
小計	466	5,338,604	4.748	49,583,074	84.05	16,785	126,937,865	86.59	4	42,748	179	1,512,960	85.97			
信用金庫	愛媛	92	608,220	1.126	7,186,643	12.18	3,497	14,862,517	10.14	0	0	20	76,811	4.36		
	川之江	4	20,000	0.019	367,200	0.62	146	815,496	0.56	0	0	3	12,055	0.68		
	東予	13	52,800	0.049	464,390	0.79	336	1,167,315	0.80	0	0	6	53,802	3.06		
	宇和島	23	119,400	0.113	1,206,580	2.05	637	2,382,000	1.62	0	0	10	88,662	5.04		
	観音寺	1	3,000	0.003	116,600	0.20	19	135,286	0.09	0	0	0	0	0.00		
	信金中金	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
	小計	133	803,420	1.503	9,341,413	15.84	4,635	19,362,614	13.21	0	0	39	231,330	13.14		
朝銀西	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
県信連	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
単一農協	0	0	0.000	13,570	0.02	9	19,273	0.01	0	0	0	0	0.00			
県信漁連	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
農林中金	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
商工中金	0	0	0.000	51,391	0.09	40	269,426	0.18	0	0	1	15,610	0.89			
損保・生保	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
労働金庫	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
その他	0	0	0.000	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00			
小計	0	0	0.000	64,961	0.11	49	288,699	0.20	0	0	1	15,610	0.89			
合計	599	6,142,024	6.262	58,989,448	100.00	21,469	146,589,179	100.00	4	42,748	219	1,759,900	100.00			

## 業種別保証状況 (2019年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比
製 造 業	80	1,128,000	860	9,229,100	15.65	3,327	28,341,341	19.33	4	42,748	27	277,620	15.77
食 料 品 工 業	13	199,000	122	1,803,890	3.06	466	4,677,629	3.19	0	0	10	119,259	6.78
織 維 品 工 業	2	35,000	92	1,247,800	2.12	383	4,021,056	2.74	0	0	1	1,175	0.07
木 材 ・ 木 製 品 工 業	1	1,000	24	259,600	0.44	122	1,459,162	1.00	4	42,748	4	42,748	2.43
家 具 ・ 建 具 工 業	1	5,000	20	178,400	0.30	82	480,540	0.33	0	0	0	0	0.00
紙 工 業	3	141,000	39	683,500	1.16	180	2,300,764	1.57	0	0	2	26,448	1.50
製 版 ・ 製 本 業	0	0	2	11,000	0.02	9	56,507	0.04	0	0	0	0	0.00
化 学 工 業	0	0	3	40,000	0.07	16	181,740	0.12	0	0	0	0	0.00
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	0	0	0.00	1	2,500	0.00	0	0	0	0	0.00
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	2	111,000	12	147,800	0.25	56	466,836	0.32	0	0	0	0	0.00
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0	0	0	0.00	5	59,065	0.04	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
窯 業	0	0	35	736,100	1.25	116	1,441,003	0.98	0	0	0	0	0.00
機 械 工 業	13	297,100	108	1,321,500	2.24	405	3,992,429	2.72	0	0	0	0	0.00
電 気 機 器 工 業	4	14,500	22	345,600	0.59	107	1,177,720	0.80	0	0	4	74,017	4.21
車 輜 工 業	0	0	6	50,000	0.08	16	182,116	0.12	0	0	0	0	0.00
船 舶 工 業	2	5,500	9	126,000	0.21	86	818,275	0.56	0	0	0	0	0.00
金 属 工 業	19	138,500	150	964,670	1.64	476	3,040,762	2.07	0	0	1	2,853	0.16
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3	13,000	34	329,000	0.56	124	940,968	0.64	0	0	0	0	0.00
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0.00	3	3,330	0.00	0	0	0	0	0.00
農 林 漁 業	1	65,000	6	130,000	0.22	14	136,806	0.09	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 工 業	16	102,400	176	854,240	1.45	660	2,902,136	1.98	0	0	5	11,118	0.63
鉱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土 石 採 取 業	0	0	3	52,000	0.09	35	318,192	0.22	0	0	0	0	0.00
木 材 伐 出 業	0	0	4	21,000	0.04	6	30,472	0.02	0	0	0	0	0.00
建 設 業	158	1,565,850	1,680	15,548,250	26.36	5,628	36,010,143	24.57	0	0	41	288,280	16.38
卸 売 業	55	840,844	553	6,862,434	11.63	2,011	16,614,752	11.33	0	0	27	374,665	21.29
小 売 業	82	656,250	989	8,674,200	14.70	3,241	20,188,057	13.77	0	0	46	369,224	20.98
飲 食 店	55	328,730	491	2,448,770	4.15	1,532	5,573,946	3.80	0	0	25	151,180	8.59
不 動 産 業	13	120,450	173	1,771,050	3.00	546	4,220,963	2.88	0	0	5	62,880	3.57
運 送 業	27	640,600	250	4,290,364	7.27	903	10,932,096	7.46	0	0	7	77,694	4.41
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉 庫 業	0	0	1	20,000	0.03	7	53,858	0.04	0	0	0	0	0.00
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	0	0	0	0	0.00	8	24,214	0.02	0	0	0	0	0.00
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0	9	72,500	0.12	51	367,840	0.25	0	0	0	0	0.00
印 刷 業	0	0	46	565,300	0.96	155	1,348,355	0.92	0	0	3	12,013	0.68
出 版 業	0	0	3	7,510	0.01	21	127,230	0.09	0	0	0	0	0.00
サ ー ビ ス 業	126	851,200	1,162	9,247,870	15.68	3,858	22,043,603	15.04	0	0	35	139,441	7.92
物 品 賃 貸 業	4	52,000	25	240,600	0.41	78	592,387	0.40	0	0	0	0	0.00
宿 泊 業	6	62,500	31	487,900	0.83	120	1,533,852	1.05	0	0	2	4,001	0.23
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	15	66,000	202	981,360	1.66	583	2,219,403	1.51	0	0	5	10,787	0.61
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	4	48,000	26	268,700	0.46	84	775,585	0.53	0	0	1	460	0.03
旅 行 業	1	5,000	7	59,000	0.10	24	142,231	0.10	0	0	0	0	0.00
映 画 ・ 娯 楽 業	2	32,750	29	158,550	0.27	88	399,686	0.27	0	0	0	0	0.00
広 告 業	4	86,600	19	156,800	0.27	96	564,330	0.38	0	0	0	0	0.00
放 送 業	0	0	2	22,000	0.04	2	21,498	0.01	0	0	0	0	0.00
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	0	0	7	64,300	0.11	27	104,851	0.07	0	0	1	7,198	0.41
運 輸 サ ー ビ ス 業	0	0	16	140,000	0.24	41	226,547	0.15	0	0	0	0	0.00
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	0	0	5	37,000	0.06	17	67,462	0.05	0	0	2	4,275	0.24
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	11	46,200	108	949,000	1.61	338	1,878,829	1.28	0	0	10	28,730	1.63
専 門 サ ー ビ ス 業	8	23,450	92	398,500	0.68	403	882,474	0.60	0	0	0	0	0.00
技 術 サ ー ビ ス 業	12	84,000	114	583,320	0.99	345	1,336,545	0.91	0	0	3	1,543	0.09
医 療 ・ 福 祉 業	39	255,600	334	3,386,750	5.74	1,102	8,419,647	5.74	0	0	6	64,916	3.69
廃 棄 物 処 理 業	13	65,600	76	927,800	1.57	243	1,754,236	1.20	0	0	0	0	0.00
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	3	14,000	42	288,250	0.49	129	626,274	0.43	0	0	1	3,730	0.21
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	4	9,500	27	98,040	0.17	138	497,768	0.34	0	0	4	13,802	0.78
保 険 媒 介 代 理 業	2	5,100	32	135,500	0.23	118	306,316	0.21	0	0	0	0	0.00
郵 便 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通 信 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
イ ン タ ー ネ ッ ト 付 随 サ ー ビ ス 業	1	5,000	6	43,600	0.07	22	87,801	0.06	0	0	3	6,901	0.39
合 計	599	6,142,024	6,262	58,989,448	100.00	21,469	146,589,179	100.00	4	42,748	219	1,759,900	100.00

※平成24年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

# 金額別・期間別・用途別保証状況

## 金額別保証状況 (2019年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	54	45,630	577	507,440	0.86	1,981	978,684	0.67
1000 超 2000 以下	57	100,870	768	1,355,450	2.30	2,467	2,566,913	1.75
2000 超 3000 以下	80	229,330	834	2,396,370	4.06	2,716	4,669,257	3.19
3000 超 5000 以下	202	961,050	1,847	8,792,550	14.91	5,847	17,260,162	11.77
5000 超 10000 以下	85	746,000	949	8,208,831	13.92	3,335	18,506,695	12.62
10000 超 15000 以下	26	355,700	261	3,544,080	6.01	1,085	9,318,449	6.36
15000 超 20000 以下	24	457,500	336	6,536,400	11.08	1,117	14,025,725	9.57
20000 超 30000 以下	33	914,500	369	10,314,883	17.49	1,408	24,534,823	16.74
30000 超 50000 以下	20	891,644	225	9,821,144	16.65	999	28,885,895	19.71
50000 超 60000 以下	5	295,000	33	1,903,000	3.23	155	5,953,893	4.06
60000 超 70000 以下	2	135,000	19	1,277,000	2.16	99	4,492,509	3.06
70000 超 80000 以下	8	621,800	27	2,137,800	3.62	173	8,312,746	5.67
80000 超 100000 以下	2	188,000	10	978,000	1.66	39	2,329,404	1.59
100000 超 120000 以下	0	0	1	120,000	0.20	14	956,847	0.65
120000 超 150000 以下	0	0	0	0	0.00	9	551,684	0.38
150000 超 200000 以下	1	200,000	6	1,096,500	1.86	25	3,245,494	2.21
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
<b>合 計</b>	<b>599</b>	<b>6,142,024</b>	<b>6,262</b>	<b>58,989,448</b>	<b>100.00</b>	<b>21,469</b>	<b>146,589,179</b>	<b>100.00</b>

## 期間別保証状況 (2019年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	7	343,950	51	814,350	1.38	11	344,350	0.23
3 力月超 6 力月以下	7	140,000	99	1,432,800	2.43	53	686,684	0.47
6 力月超 1 力年以下	37	493,150	259	3,659,350	6.20	245	3,358,080	2.29
1 力年超 2 力年以下	14	236,424	134	1,111,277	1.88	299	2,042,754	1.39
2 力年超 3 力年以下	44	120,780	385	1,395,130	2.37	929	1,963,929	1.34
3 力年超 4 力年以下	17	97,300	154	916,420	1.55	460	1,472,663	1.00
4 力年超 5 力年以下	286	1,366,480	3,110	15,063,731	25.54	11,875	35,958,927	24.53
5 力年超 7 力年以下	80	888,990	1,139	14,489,530	24.56	3,902	37,675,788	25.70
7 力年超 10 力年以下	74	1,530,650	774	15,760,560	26.72	3,298	52,753,004	35.99
10 力年超	33	924,300	157	4,346,300	7.37	397	10,333,000	7.05
<b>合 計</b>	<b>599</b>	<b>6,142,024</b>	<b>6,262</b>	<b>58,989,448</b>	<b>100.00</b>	<b>21,469</b>	<b>146,589,179</b>	<b>100.00</b>

## 用途別保証状況 (2019年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	469	5,307,594	5,060	51,495,207	87.30	18,046	128,510,403	87.67
設 備 資 金	77	448,280	739	3,976,051	6.74	2,183	11,361,145	7.75
運 転 設 備 資 金	53	386,150	463	3,518,190	5.96	1,240	6,717,630	4.58
<b>合 計</b>	<b>599</b>	<b>6,142,024</b>	<b>6,262</b>	<b>58,989,448</b>	<b>100.00</b>	<b>21,469</b>	<b>146,589,179</b>	<b>100.00</b>

## 市町制度保証状況 (2019年3月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	9	27,000	122	363,200	511	939,374
	新 居 浜	17	59,900	192	669,730	492	1,128,161
	西 条	24	91,200	219	822,590	768	1,756,051
	今 治	40	141,000	333	1,076,560	1,129	2,381,160
	松 山	91	307,350	1,008	3,295,300	3,387	6,397,009
	東 温	1	1,000	36	121,600	130	241,865
	伊 予	1	3,000	14	54,000	33	82,136
	大 洲	5	22,000	50	163,400	228	425,080
	八 幡 浜	3	10,000	42	148,200	145	277,777
	西 予	1	5,000	37	135,500	171	356,290
	宇 和 島	30	108,900	230	815,420	812	1,671,271
小 計	222	776,350	2,283	7,665,500	7,806	15,656,173	
町	砥 部	0	0	14	54,000	14	46,690
	久 万 高 原	0	0	8	21,000	19	32,587
	内 子	1	5,000	15	50,400	38	79,627
	伊 方	0	0	3	13,000	7	20,112
	鬼 北	0	0	0	0	0	0
	松 野	2	9,000	3	13,000	10	26,028
	愛 南	3	7,500	36	88,700	48	99,311
小 計	6	21,500	79	240,100	136	304,355	
合 計	228	797,850	2,362	7,905,600	7,942	15,960,528	

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	4	8,000	3	2,300	
新 居 浜	0	0	2	2,500	0	0	
合 計	0	0	6	10,500	3	2,300	

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	37	143,770	241	793,650	464	1,104,934	
(うち公害)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	
今 治	3	17,500	48	189,380	132	393,176	
合 計	40	161,270	289	983,030	596	1,498,110	

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
今 治	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	2	8,500	51	307,200	172	744,747	
新 居 浜	2	17,000	32	288,800	104	562,156	
今 治	5	36,500	77	630,900	320	1,800,156	
松 山	0	0	0	0	41	155,946	
八 幡 浜	2	12,000	28	215,000	74	387,284	
西 予	2	20,000	7	63,000	50	251,102	
合 計	13	94,000	195	1,504,900	761	3,901,391	

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	8	50,000	140	337,660	
今 治	0	0	17	69,400	62	179,237	
合 計	0	0	25	119,400	202	516,897	

# ランキングベスト10 -3月の信用保証ランキン-

2019年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

## 保証債務残高



前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	415	4,594,948
2 →	2	伊予銀行	本店営業部	214	3,444,883
3 →	3	伊予銀行	今治支店	285	3,242,953
4 →	4	伊予銀行	西条支店	347	3,004,274
5 →	5	伊予銀行	宇和島支店	294	2,970,929
6 →	6	伊予銀行	新居浜支店	292	2,473,520
7 →	7	伊予銀行	八幡浜支店	176	2,247,696
8 →	8	伊予銀行	大洲支店	200	2,199,269
9 →	9	伊予銀行	空港通支店	220	1,850,223
10 →	10	伊予銀行	松前支店	135	1,830,469

## 保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	15	667,500
27 ↗	2	伊予銀行	三津浜支店	10	228,450
114 ↗	3	伊予銀行	角野支店	5	187,000
51 ↗	4	伊予銀行	壬生川支店	5	160,800
89 ↗	5	伊予銀行	西条支店	11	144,000
46 ↗	6	伊予銀行	中萩支店	2	130,000
133 ↗	7	愛媛銀行	西条支店	9	122,500
54 ↗	8	伊予銀行	川之江支店	4	118,644
4 ↘	9	伊予銀行	中浜支店	4	105,000
32 ↗	10	伊予銀行	新居浜支店	6	100,000

## 保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(累計)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	134	2,848,800
2 →	2	伊予銀行	今治支店	56	1,125,250
5 ↗	3	伊予銀行	西条支店	96	1,058,600
3 ↘	4	伊予銀行	大洲支店	85	1,030,400
4 ↘	5	伊予銀行	本店営業部	45	1,017,350
6 →	6	伊予銀行	八幡浜支店	55	932,930
7 →	7	伊予銀行	宇和島支店	87	929,500
8 →	8	愛媛銀行	大洲支店	77	822,580
9 →	9	伊予銀行	本町支店	48	729,000
10 →	10	愛媛銀行	森松支店	66	678,400

2019年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松山	0	0	-----	0	0	-----	2	4,546	33.51	0	0	0.00
今治	0	0	-----	0	0	0.00	12	170,808	54.90	0	0	0.00
高松	0	0	-----	0	0	-----	1	97,000	88.99	0	0	0.00
難波	0	0	-----	0	0	-----	1	18,219	80.96	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	16	290,573	63.69	0	0	0.00
三井住友 新居浜	0	0	-----	1	50,000	625.00	7	73,226	185.89	0	0	0.00
松山	0	0	-----	0	0	-----	2	1,095	42.39	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	50,000	625.00	9	74,321	177.06	0	0	0.00
三菱東京 高松中央	0	0	-----	1	50,000	-----	6	98,624	131.50	0	0	0.00
高松	0	0	-----	2	60,000	200.00	10	96,185	90.90	0	0	0.00
大阪西	0	0	-----	0	0	-----	1	1,776	51.03	0	0	0.00
福山	0	0	-----	1	10,000	-----	2	14,180	180.82	0	0	0.00
計	0	0	-----	4	120,000	400.00	19	210,765	109.69	0	0	0.00
伊予 本店	5	39,450	23.91	45	1,017,350	69.24	214	3,444,883	89.19	0	0	0.00
本町	4	13,500	33.33	48	729,000	295.56	219	1,762,789	87.48	1	2,452	0.13
城北	0	0	-----	0	0	-----	2	2,774	63.30	0	0	0.00
松山駅前	2	24,000	-----	30	325,500	70.96	125	1,123,541	89.70	5	16,459	1.47
湊町	4	60,000	352.94	41	399,560	73.58	146	1,491,122	96.30	1	9,293	0.62
小栗	0	0	0.00	14	165,000	155.66	62	365,373	93.51	4	10,418	2.84
立花	1	5,000	16.67	5	31,200	23.46	36	187,619	81.84	1	2,202	1.10
新立	3	11,000	440.00	16	107,200	76.30	32	272,936	100.52	0	0	0.00
大街道	3	11,500	115.00	32	188,100	113.19	128	710,459	98.52	2	6,613	0.93
一万	4	28,500	13.26	23	256,000	54.40	89	851,065	84.12	1	3,347	0.39
道後	3	14,000	21.88	39	399,800	74.12	153	1,613,712	88.61	0	0	0.00
東野	0	0	-----	5	37,000	38.03	42	140,665	67.83	0	0	0.00
三津浜	10	228,450	190.38	45	565,600	91.55	163	1,589,400	89.69	0	0	0.00
水産市場	1	5,000	-----	2	45,000	166.67	6	73,537	109.05	0	0	0.00
松山北	4	25,000	38.46	34	417,550	77.42	172	1,496,872	69.16	0	0	0.00
中央市場	1	4,000	-----	10	100,000	172.41	30	279,347	96.78	0	0	0.00
空港通	2	12,500	32.89	48	415,100	80.12	220	1,850,223	94.84	4	19,592	1.04
余戸	2	15,000	22.39	23	268,600	57.41	124	994,406	90.48	1	3,409	0.33
味生	0	0	0.00	8	89,000	57.87	46	285,307	85.63	0	0	0.00
石井	0	0	0.00	18	325,400	199.02	66	770,965	99.18	1	5,067	0.67
椿	1	8,000	19.05	23	313,800	169.62	95	724,700	108.07	0	0	0.00
久米	3	43,400	868.00	30	377,880	225.60	116	797,164	124.45	0	0	0.00
福音寺	1	8,000	26.67	31	337,200	87.93	96	921,912	106.41	1	6,991	0.78
小野	0	0	-----	6	92,500	159.48	34	236,395	95.95	3	15,458	6.59
堀江	1	8,000	100.00	8	44,500	100.00	49	254,942	83.47	0	0	0.00
和気	1	20,000	-----	4	37,000	50.34	47	185,844	67.26	0	0	0.00
森松	3	20,000	1,000.00	26	254,790	103.15	115	596,945	94.78	0	0	0.00
中島	1	11,500	230.00	4	63,500	181.43	22	150,665	98.78	0	0	0.00
北条	2	14,000	66.67	41	487,850	125.09	144	940,289	101.69	0	0	0.00
横河原	2	42,000	70.00	21	268,000	179.87	70	527,703	98.19	0	0	0.00
川内	2	16,000	290.91	12	167,000	114.62	50	723,815	97.98	2	36,703	5.05
砥部	1	3,500	19.44	22	233,000	111.48	76	630,846	105.18	0	0	0.00
松前	4	33,000	81.58	38	667,600	78.31	135	1,830,469	101.28	1	7,313	0.41
郡中	5	74,400	248.00	42	492,300	78.94	141	1,257,412	93.70	3	12,906	1.03
上灘	0	0	-----	5	46,000	278.79	15	122,432	99.52	0	0	0.00
中山	1	15,000	-----	5	121,200	265.79	13	137,082	103.55	1	10,287	7.86
久万	0	0	0.00	11	217,000	233.33	44	470,265	102.79	0	0	0.00
今治	6	92,000	49.86	56	1,125,250	109.81	285	3,242,953	84.90	1	11,460	0.33
中浜	4	105,000	62.13	37	646,200	81.04	152	1,482,241	92.04	2	15,319	1.03
日吉	0	0	0.00	24	196,200	38.73	156	1,093,353	80.59	0	0	0.00
今治南	1	4,500	12.86	10	73,450	46.34	61	476,827	89.79	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾			保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済					
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)			
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額				
伊予 波止浜	0	0	-----	14	150,200	63.70	65	505,340	81.67	0	0	0.00
鳥生	2	17,700	110.63	15	177,200	76.18	85	646,896	89.95	0	0	0.00
桜井	1	20,000	80.00	15	117,100	62.86	66	395,921	103.28	0	0	0.00
菊間	7	78,000	3,900.00	13	171,000	149.34	48	403,001	100.24	0	0	0.00
大島	0	0	-----	12	168,200	50.13	83	727,465	89.55	0	0	0.00
伯方	0	0	0.00	10	139,500	81.34	51	396,837	80.89	1	645	0.14
宮浦	1	5,000	55.56	7	39,100	57.50	31	214,957	85.43	1	7,128	2.99
新居浜	6	100,000	255.10	58	528,550	77.45	292	2,473,520	78.25	4	22,352	0.82
高津	0	0	-----	0	0	-----	1	2,650	-----	0	0	0.00
角野	5	187,000	510.93	26	356,900	66.33	136	1,349,060	81.46	0	0	0.00
新居浜東	3	32,000	-----	16	123,500	106.34	85	455,210	86.38	1	11,977	2.41
中萩	2	130,000	433.33	12	335,900	176.60	70	738,431	88.16	0	0	0.00
土居	2	5,500	42.31	15	90,700	37.14	90	591,883	90.49	0	0	0.00
三島	0	0	0.00	19	396,900	156.51	156	1,308,124	80.03	0	0	0.00
川之江	4	118,644	164.33	25	336,244	44.96	145	1,674,245	91.66	3	33,016	1.91
金生	0	0	-----	1	1,000	-----	2	1,286	140.39	0	0	0.00
西条	11	144,000	266.67	96	1,058,600	129.49	347	3,004,274	86.07	11	193,158	6.07
三芳	2	60,000	120.00	14	257,200	206.26	59	519,418	87.57	0	0	0.00
壬生川	5	160,800	3,033.96	29	300,800	117.00	116	969,863	88.16	1	4,290	0.42
丹原	0	0	-----	2	4,000	7.11	23	166,523	84.88	0	0	0.00
小松	3	15,000	42.86	17	166,300	72.46	59	539,842	77.80	2	61,556	10.34
八幡浜	6	37,000	29.84	55	932,930	166.59	176	2,247,696	101.37	3	51,462	2.42
大洲本町	0	0	0.00	20	125,800	68.17	55	308,825	105.98	1	14,637	4.95
大洲	6	50,500	36.07	85	1,030,400	166.27	200	2,199,269	119.72	1	12,473	0.64
長浜	0	0	0.00	12	213,000	329.21	47	595,839	105.96	0	0	0.00
五十崎	2	35,000	233.33	5	73,000	38.75	28	320,730	88.28	0	0	0.00
内子	4	97,000	323.33	21	306,100	110.07	71	757,918	115.38	0	0	0.00
川之石	1	10,000	66.67	10	53,400	83.44	22	132,501	109.44	1	3,849	2.92
伊方	0	0	-----	7	31,850	235.93	14	48,988	135.72	0	0	0.00
三崎	0	0	0.00	3	23,300	647.22	19	84,963	86.25	0	0	0.00
三瓶	1	15,000	300.00	9	152,000	133.92	29	250,661	116.77	0	0	0.00
宇和島	5	80,500	49.69	87	929,500	109.49	294	2,970,929	96.76	1	21,858	0.74
追手	0	0	-----	0	0	-----	1	31	14.22	0	0	0.00
卯之町	1	10,000	-----	11	115,500	76.59	80	544,263	89.30	0	0	0.00
野村	3	38,000	102.70	29	399,600	281.81	87	687,737	140.30	0	0	0.00
高山	1	4,000	-----	6	55,000	797.10	11	119,910	102.83	0	0	0.00
吉田	1	4,000	-----	29	338,000	278.19	62	491,833	213.32	0	0	0.00
近永	0	0	0.00	16	242,500	166.90	45	511,715	106.97	0	0	0.00
松丸	3	10,500	-----	7	59,000	85.19	20	119,390	148.69	0	0	0.00
岩松	1	13,700	-----	15	188,700	205.33	45	269,897	120.25	0	0	0.00
愛南	4	17,000	340.00	32	313,300	197.04	89	757,749	106.03	4	72,625	10.28
富田	1	4,500	45.00	14	68,990	63.47	61	344,475	89.25	0	0	0.00
古川	2	5,500	-----	29	279,680	154.18	103	510,126	100.29	1	29,916	5.63
牛瀨	1	20,000	666.67	9	56,900	237.08	53	202,189	91.16	0	0	0.00
原町	0	0	0.00	4	56,500	46.12	37	208,263	77.26	0	0	0.00
日高	0	0	-----	1	4,650	46.50	5	18,543	73.09	0	0	0.00
船木	0	0	-----	0	0	-----	1	248	59.62	0	0	0.00
丸亀	0	0	-----	0	0	-----	1	4,036	33.56	0	0	0.00
三津東	0	0	-----	1	3,200	106.67	5	7,771	104.38	0	0	0.00
桑原	2	16,900	-----	9	144,900	186.17	35	324,514	93.90	0	0	0.00
大西	2	13,000	130.00	8	49,000	127.94	32	154,249	64.72	0	0	0.00
高松	0	0	-----	0	0	-----	1	2,320	61.70	0	0	0.00
計	189	2,570,944	97.26	1,892	23,309,774	101.96	7,730	68,393,572	92.96	71	736,230	1.06
四国 松山	4	38,000	760.00	12	120,500	89.26	58	445,306	88.11	1	7,198	0.00
松山南	0	0	-----	0	0	0.00	15	68,829	43.79	0	0	0.00
今治	0	0	0.00	1	2,400	4.87	16	110,816	41.51	3	114,038	51.97

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
八幡浜	2	47,000	127.03	9	185,000	171.93	30	340,723	98.79	2	5,004	1.51
宇和島	2	10,000	-----	20	193,500	744.23	47	346,335	134.35	0	0	0.00
四国中央	2	23,000	-----	2	23,000	46.00	8	57,033	102.41	0	0	0.00
計	10	118,000	280.95	44	524,400	153.15	174	1,369,042	87.58	6	126,240	8.72
百十四												
松山	0	0	0.00	17	213,000	157.78	85	855,423	75.30	0	0	0.00
新居浜	1	1,600	1.98	24	245,700	104.78	59	577,871	95.63	2	4,560	0.77
三島	0	0	0.00	15	86,000	76.44	46	319,107	91.75	0	0	0.00
今治	0	0	0.00	11	88,500	31.55	56	442,316	75.64	4	39,863	7.74
西条	0	0	0.00	7	21,000	13.10	73	252,026	81.52	0	0	0.00
鳴門	0	0	-----	1	7,000	-----	1	6,917	-----	0	0	0.00
計	1	1,600	1.36	75	661,200	71.65	320	2,453,660	82.28	6	44,423	1.57
阿波												
松山	0	0	-----	7	102,000	146.97	41	346,932	81.51	2	37,829	9.61
藍住	0	0	-----	0	0	0.00	2	25,612	78.11	0	0	0.00
鳴門	0	0	-----	1	20,000	-----	2	43,712	130.21	0	0	0.00
計	0	0	-----	8	122,000	144.55	45	416,256	84.17	2	37,829	8.28
広島												
松山	2	4,000	6.35	19	228,000	56.79	105	1,081,244	80.04	7	17,483	1.51
今治	0	0	0.00	25	215,300	81.89	113	535,193	67.00	0	0	0.00
伊予西条	0	0	0.00	24	120,500	61.26	77	337,299	79.41	1	4,922	1.31
新居浜	2	6,950	231.67	9	58,850	67.41	44	410,136	71.96	0	0	0.00
三島	0	0	-----	9	72,000	41.57	85	422,806	74.04	0	0	0.00
川之江	0	0	-----	3	50,500	-----	15	47,648	55.25	0	0	0.00
因島	0	0	-----	2	10,000	6.13	4	140,120	87.31	0	0	0.00
木江	0	0	-----	1	1,500	-----	2	2,911	83.48	0	0	0.00
計	4	10,950	12.94	92	756,650	58.90	445	2,977,356	75.08	8	22,405	0.66
中国												
川之江	0	0	-----	5	156,000	1,418.18	14	205,261	163.03	0	0	0.00
計	0	0	-----	5	156,000	1,418.18	14	205,261	158.01	0	0	0.00
山口												
松山	0	0	0.00	9	240,000	135.59	39	608,945	93.72	1	3,413	0.55
今治	0	0	-----	0	0	-----	1	984	9.90	0	0	0.00
尾道	0	0	-----	0	0	-----	1	2,652	56.96	0	0	0.00
計	0	0	0.00	9	240,000	135.59	41	612,581	92.21	1	3,413	0.54
西日本												
広島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,067	94.86	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	8,067	94.86	0	0	0.00
愛媛												
本店	15	667,500	465.16	134	2,848,800	120.97	415	4,594,948	91.53	7	21,695	0.47
中央市場	0	0	-----	1	1,500	0.97	9	136,736	92.80	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	3	13,000	260.00	9	41,556	80.29	0	0	0.00
未広町	9	31,000	356.32	53	323,400	137.82	136	715,914	96.66	1	4,588	0.64
大街道	6	70,550	287.96	56	508,250	78.42	239	1,492,951	102.52	3	9,734	0.66
道後	7	53,100	408.46	34	246,500	100.37	112	839,495	99.61	1	786	0.09
本町	3	11,000	33.33	29	265,000	96.05	146	726,948	90.54	1	2,654	0.35
三津浜	6	31,000	48.44	49	469,300	138.11	122	717,991	97.19	1	333	0.05
立花	1	5,000	12.05	28	178,390	60.53	124	630,214	89.10	1	1,645	0.26
久米	10	68,600	217.78	71	658,360	162.36	165	1,094,130	108.28	1	1,454	0.14
余戸	6	83,000	377.27	48	468,900	124.33	126	998,824	104.84	2	33,284	3.31
鳴川	4	45,900	74.39	61	372,290	132.30	147	814,170	103.71	0	0	0.00
中央通	2	10,000	12.66	35	467,900	99.24	97	830,640	117.29	0	0	0.00
古川	5	50,500	256.35	54	392,150	180.46	141	709,436	109.25	5	38,893	5.78
桑原	1	5,000	27.17	25	120,700	84.41	75	279,712	104.14	1	502	0.19
森松	3	13,500	42.06	66	678,400	212.46	196	1,407,014	94.68	0	0	0.00
空港通	9	52,700	239.55	45	376,000	173.67	139	724,762	117.00	1	1,364	0.21
石井	14	55,980	311.00	75	572,570	144.99	189	1,368,887	108.28	2	5,813	0.44

\*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 雄 郡	3	8,000	91.95	33	205,700	134.27	83	466,474	98.16	2	43,289	10.06
重 信 郡 中	2	7,000	140.00	27	139,600	90.48	101	352,228	94.66	2	6,527	1.75
久 万 条	1	3,000	75.00	31	434,800	215.78	86	654,425	104.83	4	23,900	3.65
北 川 之 江	1	3,000	200.00	11	78,500	221.13	33	136,079	129.23	0	0	0.00
三 島	5	17,000	77.27	57	429,300	127.65	123	682,047	118.48	2	9,513	1.52
新居浜	2	33,000	106.45	23	320,000	331.61	84	565,533	100.67	0	0	0.00
新居浜東	0	0	0.00	27	234,500	90.37	95	564,040	105.22	0	0	0.00
泉 川	5	81,500	65.73	75	636,900	74.39	188	1,493,541	94.17	3	9,342	0.62
西 条	4	8,300	4.64	35	185,660	41.44	103	628,231	104.27	0	0	0.00
氷 見	4	67,000	387.28	35	247,800	107.07	89	436,393	112.22	0	0	0.00
壬 生 川	9	122,500	183.38	60	631,600	100.02	244	1,519,765	97.63	0	0	0.00
丹 原	2	11,000	220.00	9	58,500	128.57	51	164,271	104.68	1	3,033	1.92
今 治	1	2,000	40.00	25	248,650	153.02	79	400,090	106.67	1	2,705	0.67
旭 町	3	35,000	392.82	17	85,690	94.26	86	294,993	94.62	0	0	0.00
波 止 浜	9	65,000	53.28	78	410,660	79.17	257	1,384,954	87.44	2	8,549	0.60
伯 方	5	27,000	108.00	63	541,250	126.11	155	834,522	120.12	5	6,903	0.90
弓 削	3	63,000	293.02	36	281,700	102.01	105	578,342	92.95	1	2,853	0.50
菊 間	6	22,000	440.00	24	204,200	151.26	76	463,509	98.80	1	113	0.02
吉 海	0	0	-----	5	14,000	40.00	27	109,203	80.59	0	0	0.00
長 浜	2	33,000	197.60	7	55,800	167.57	24	87,630	190.21	1	279	0.48
内 子	0	0	-----	13	67,000	70.68	40	149,818	100.99	0	0	0.00
大 洲	1	5,000	166.67	9	83,000	47.56	39	208,660	82.03	0	0	0.00
八 幡 浜	1	500	6.25	21	136,100	327.95	73	403,844	71.15	0	0	0.00
三 瓶	5	70,000	175.00	77	822,580	436.50	194	1,212,348	191.55	1	1,466	0.16
川 之 石	1	5,000	2.70	49	550,300	93.75	124	1,032,322	115.20	0	0	0.00
野 村	2	80,000	-----	9	122,000	73.49	35	231,619	64.20	0	0	0.00
卯 之 町	0	0	0.00	6	72,400	155.03	23	122,229	85.47	0	0	0.00
宇 和 島	0	0	0.00	16	162,000	139.06	42	291,369	135.42	0	0	0.00
近 永	2	52,000	226.09	23	168,380	52.21	109	733,820	95.20	0	0	0.00
吉 田	6	69,000	90.20	46	621,400	102.52	170	1,504,579	95.74	3	13,739	0.91
岩 松	2	7,500	9.38	21	187,700	63.11	71	578,431	97.78	0	0	0.00
城 辺	3	8,500	77.27	13	155,100	170.44	56	285,409	134.75	0	0	0.00
宇和島南	0	0	0.00	13	46,000	60.37	47	125,279	101.90	0	0	0.00
見 奈 良	4	18,100	43.10	20	133,200	82.94	65	338,937	105.46	1	5,462	1.80
今 治 東	2	10,000	100.00	6	38,000	37.44	55	174,071	81.99	0	0	0.00
湯 築	0	0	0.00	19	121,300	84.12	62	309,105	105.43	2	3,866	1.33
松山駅前	2	10,000	62.50	18	109,500	91.94	71	275,167	93.79	2	45,469	15.50
味 生	1	2,500	142.86	5	33,000	1,885.71	19	47,497	94.32	0	0	0.00
松 未	3	35,000	350.00	29	130,400	173.57	67	238,566	124.80	0	0	0.00
中 菽	3	11,400	-----	16	85,400	69.37	52	189,384	101.08	0	0	0.00
日 高	3	5,000	35.46	41	275,400	197.42	89	422,992	112.33	1	460	0.11
三津浜東	1	30,000	44.78	26	157,150	88.04	90	329,679	102.22	0	0	0.00
金 生	4	29,500	154.45	26	202,800	380.49	81	368,071	108.50	0	0	0.00
中 之 庄	0	0	-----	8	26,200	342.48	23	36,129	85.81	0	0	0.00
飯 岡	3	8,000	21.62	34	235,900	123.44	91	435,088	123.24	0	0	0.00
川 内	2	20,000	-----	15	113,500	145.89	47	196,844	106.92	0	0	0.00
桜 井	0	0	0.00	18	105,700	97.29	35	123,685	76.87	0	0	0.00
松 前	0	0	0.00	20	122,700	56.23	70	401,949	97.09	0	0	0.00
姫 原	3	16,000	72.73	17	131,900	113.90	54	217,987	103.25	0	0	0.00
土 居	3	24,000	32.43	29	220,200	102.56	81	545,951	99.16	2	16,631	3.11
砥 部	1	3,000	54.55	4	16,690	202.79	20	42,957	114.08	0	0	0.00
来 住	1	6,000	-----	19	128,500	138.17	62	266,734	104.52	0	0	0.00
大 阪	2	7,000	70.00	21	164,000	90.96	60	388,063	88.68	3	59,145	14.63
と き わ	3	7,000	-----	32	119,350	67.66	101	430,305	88.13	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	1	18,186	80.89	0	0	0.00
	0	0	-----	2	3,000	120.00	3	4,604	184.16	0	0	0.00
	232	2,402,630	108.60	2,286	20,273,970	113.83	6,998	42,622,275	100.84	67	385,990	0.93

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
高知	0	0	0.00	8	90,000	103.45	29	307,175	98.76	1	5,590	1.89
今 治	1	1,000	-----	2	11,000	47.83	19	92,249	80.34	0	0	0.00
新 居 浜	0	0	-----	9	50,000	238.10	33	176,931	77.12	1	10,625	5.38
八 幡 浜	0	0	-----	2	31,000	28.31	12	125,273	77.49	4	44,084	26.87
宇 和 島	7	71,500	-----	17	127,500	980.77	43	156,458	111.14	0	0	0.00
城 辺	0	0	0.00	3	11,000	21.36	24	111,991	79.34	0	0	0.00
計	8	72,500	219.70	41	320,500	105.08	160	970,077	88.28	6	60,299	5.89
徳島	3	15,500	67.39	10	283,000	1,057.94	21	422,777	203.39	0	0	0.00
今 治	3	18,500	14.92	21	185,000	52.04	93	603,038	82.13	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	0	0	0.00	1	6,160	89.22	0	0	0.00
計	6	34,000	23.13	31	468,000	120.11	115	1,031,975	108.74	0	0	0.00
香川	2	22,000	-----	36	494,000	165.49	84	934,250	126.09	8	44,043	5.54
松 山 西	1	480	16.00	18	223,480	171.12	38	367,051	93.43	1	2,660	0.75
今 治	5	47,000	587.50	46	335,500	89.47	117	725,016	90.74	0	0	0.00
西 条	1	1,000	33.33	22	195,900	177.29	66	407,971	104.54	0	0	0.00
新 居 浜	3	39,500	658.33	37	271,800	143.43	96	700,643	102.42	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	6	75,000	65.22	44	250,196	74.98	2	35,087	11.85
川 之 江	0	0	-----	8	29,500	23.79	62	590,228	88.18	0	0	0.00
大 洲	1	5,000	76.92	45	445,400	227.83	73	559,458	225.39	1	14,339	3.37
八 幡 浜	2	8,000	-----	13	109,000	265.85	27	146,070	133.35	0	0	0.00
宇 和 島	1	5,000	50.00	24	347,000	132.44	71	507,704	116.65	0	0	0.00
岩 松	0	0	0.00	3	42,000	525.00	15	99,159	94.52	0	0	0.00
観音寺東	0	0	-----	1	2,000	-----	1	1,966	-----	0	0	0.00
計	16	127,980	324.00	259	2,570,580	138.98	694	5,289,712	107.78	12	96,130	1.92
もみじ	0	0	-----	0	0	0.00	1	1,592	84.68	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	10,000	100.00	2	10,780	665.43	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	10,000	83.33	3	12,372	350.08	0	0	0.00
愛媛信用	5	17,000	58.62	45	271,700	111.40	146	604,809	112.35	2	5,550	0.96
城 東	0	0	0.00	14	110,820	135.81	56	213,178	109.50	0	0	0.00
松山本町	3	98,000	-----	22	254,200	155.57	75	324,584	114.18	0	0	0.00
道 後	3	9,300	64.14	16	38,100	56.61	58	168,687	77.39	1	3,674	2.04
東環東本	3	9,000	112.50	18	83,000	93.11	74	256,522	85.55	3	36,250	14.24
久 米	6	45,600	912.00	66	564,980	143.36	146	896,602	130.30	1	2,766	0.35
潮 見	1	5,000	-----	19	124,000	108.77	61	334,781	95.81	0	0	0.00
余 戸	3	10,000	250.00	15	50,100	36.92	44	215,615	88.98	0	0	0.00
中 央 通	1	1,500	21.43	16	52,680	116.06	38	96,191	73.53	0	0	0.00
石 井	3	24,000	141.18	32	169,000	75.87	123	614,164	93.13	2	6,052	0.96
平 井	2	7,680	51.20	25	136,280	85.62	77	299,040	101.51	0	0	0.00
齊 院	3	36,000	480.00	13	101,500	170.59	42	150,001	92.36	0	0	0.00
土 居 田	3	9,000	204.55	11	40,900	102.25	54	126,665	77.87	1	4,236	3.01
立 花	2	32,750	818.75	14	99,450	102.70	45	212,266	97.47	1	633	0.30
砥 部	2	35,000	132.08	32	236,900	86.46	89	366,929	92.83	0	0	0.00
横 河 原	1	1,000	-----	14	82,300	171.46	40	115,363	101.56	0	0	0.00
久 万	0	0	-----	5	74,000	63.25	17	115,337	103.29	0	0	0.00
今 治	7	63,200	689.96	71	581,090	94.03	239	1,361,692	112.23	0	0	0.00
常 盤 町	2	8,000	80.00	21	99,800	88.24	92	289,314	95.59	1	203	0.07
鳥 生	1	5,000	12.50	23	299,060	135.63	70	494,854	121.78	1	1,175	0.27
波 止 浜	1	1,000	-----	27	372,023	467.95	74	694,791	133.86	0	0	0.00
喜 田 村	1	9,000	52.94	38	230,600	111.40	102	396,682	101.65	0	0	0.00
壬 生 川	4	31,000	-----	24	224,700	210.89	79	362,132	113.88	0	0	0.00
丹 原	0	0	-----	7	34,500	160.47	25	106,158	97.45	0	0	0.00
菊 間	0	0	-----	10	41,000	110.13	25	66,072	108.39	0	0	0.00

\*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 大 西	1	1,300	-----	16	96,300	121.28	59	209,499	97.12	0	0	0.00
八 幡 浜	1	2,000	16.67	30	159,180	74.68	95	467,487	91.41	0	0	0.00
江 戸 岡	0	0	-----	0	0	0.00	6	6,459	66.76	0	0	0.00
大 洲	3	15,600	144.98	30	217,470	783.39	65	347,732	164.89	0	0	0.00
野 村	0	0	-----	9	32,700	102.51	23	98,964	99.62	0	0	0.00
宮 西	2	6,000	-----	15	41,960	56.70	40	93,855	74.59	0	0	0.00
今治立花	0	0	0.00	0	0	0.00	19	26,504	16.50	0	0	0.00
朝 生 田	1	3,000	15.79	13	89,700	122.88	45	197,646	114.66	0	0	0.00
川 内	0	0	0.00	8	121,370	172.65	35	240,382	114.44	0	0	0.00
とべ中央	1	1,000	12.12	31	124,400	74.68	112	365,228	100.69	0	0	0.00
垣 生	1	2,200	5.79	16	57,620	54.32	73	325,887	92.28	0	0	0.00
雄 郡	0	0	0.00	27	180,000	178.57	80	298,933	112.16	1	2,722	1.02
和 泉	2	11,950	125.79	36	156,770	146.38	106	319,014	106.92	2	2,663	0.87
港 南	0	0	0.00	1	2,000	2.48	11	73,519	80.19	0	0	0.00
郡 中	0	0	0.00	36	124,100	111.75	104	272,755	106.20	1	839	0.32
松 前	0	0	-----	10	77,200	1,102.86	32	143,333	134.48	0	0	0.00
北 条	0	0	0.00	17	83,900	146.42	46	133,344	121.95	0	0	0.00
溝 辺	1	1,400	46.67	15	73,800	90.77	67	212,668	88.06	0	0	0.00
三 津 浜	5	8,060	94.82	32	119,760	78.98	90	258,254	100.06	1	4,755	1.94
味 生	1	1,500	-----	15	83,000	144.10	37	114,601	121.78	0	0	0.00
西 条	3	52,000	433.33	31	266,700	300.51	93	422,818	94.05	0	0	0.00
新 居 浜	7	23,500	167.86	43	322,740	137.75	120	539,850	119.86	1	4,275	0.86
き し	1	9,000	47.69	43	180,080	113.53	104	347,797	116.33	1	1,018	0.32
中 菟	2	8,180	109.07	29	91,010	104.01	75	211,438	109.63	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	11	74,200	60.08	29	160,312	100.51	0	0	0.00
川 之 江	3	3,500	-----	14	38,000	90.69	40	91,809	108.05	0	0	0.00
計	92	608,220	123.24	1,126	7,186,643	116.20	3,497	14,862,517	104.86	20	76,811	0.54
川之江 本 店	0	0	0.00	8	75,200	70.94	30	175,418	94.57	1	2,371	1.36
上 分	1	5,000	50.00	11	126,500	196.12	31	194,601	102.82	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	2	13,000	216.67	15	42,590	86.28	1	924	1.97
南	0	0	-----	6	79,500	191.57	28	210,572	111.81	1	8,760	4.18
東	1	5,000	-----	3	14,000	37.84	17	64,027	81.75	0	0	0.00
西	2	10,000	-----	11	59,000	88.72	25	128,288	105.00	0	0	0.00
計	4	20,000	64.52	41	367,200	114.21	146	815,496	100.31	3	12,055	1.45
東予信用 本 店	1	2,000	20.00	17	67,300	48.42	68	244,450	96.60	1	635	0.26
泉 川	0	0	0.00	8	31,500	108.62	27	93,902	97.11	0	0	0.00
川 東	5	25,100	836.67	17	102,100	115.63	45	259,875	107.62	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	13	40,000	77.37	41	133,652	99.62	0	0	0.00
寒 川	5	19,000	-----	15	51,000	136.00	37	80,984	65.78	3	46,758	43.96
西 条	1	5,000	-----	13	59,590	125.45	34	118,238	119.11	0	0	0.00
小 松	1	1,700	-----	15	55,300	1,382.50	32	81,185	126.27	1	968	1.30
中 菟	0	0	0.00	8	19,900	67.00	22	47,402	105.56	0	0	0.00
喜 多 川	0	0	-----	3	9,000	60.00	10	22,311	85.87	0	0	0.00
新居浜駅	0	0	0.00	6	28,700	50.35	20	85,317	68.68	1	5,441	5.69
計	13	52,800	74.37	115	464,390	93.12	336	1,167,315	96.70	6	53,802	4.55
宇和島 本 店	2	4,500	12.47	46	284,700	144.31	177	619,024	103.04	3	46,474	7.63
恵美須町	4	13,500	270.00	23	118,300	103.32	92	353,719	90.04	2	13,507	3.59
新 橋	6	30,800	163.83	34	144,700	198.76	77	239,954	130.48	0	0	0.00
城 南	2	10,000	100.00	10	41,500	116.90	36	73,603	117.36	0	0	0.00
来	3	11,300	275.61	12	83,700	137.55	51	180,361	129.34	0	0	0.00
泉 町	0	0	0.00	3	12,750	32.86	40	88,302	66.20	2	9,926	9.21
吉 田	1	1,300	40.63	28	179,140	814.27	42	188,821	448.23	0	0	0.00
南 宇 和	3	27,000	-----	25	206,900	530.51	42	297,919	137.21	3	18,755	7.56
三 間	0	0	0.00	11	40,900	95.12	36	113,315	111.30	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2019年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
宇和島 卯之町	2	21,000	135.48	15	93,990	103.86	44	226,984	117.32	0	0	0.00
計	23	119,400	112.44	207	1,206,580	168.93	637	2,382,000	115.20	10	88,662	4.00
観音寺 四国中央	1	3,000	-----	14	116,600	440.00	19	135,286	407.83	0	0	0.00
計	1	3,000	-----	14	116,600	440.00	19	135,286	407.83	0	0	0.00
商工中金 松山	0	0	0.00	7	51,391	73.00	39	252,075	89.79	1	15,610	5.69
高松	0	0	0.00	0	0	0.00	1	17,351	44.38	0	0	0.00
計	0	0	0.00	7	51,391	56.85	40	269,426	84.24	1	15,610	5.33
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	2	6,570	131.40	4	10,515	118.32	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	1	2,000	-----	4	3,705	108.02	0	0	0.00
中央農協	0	0	-----	0	0	-----	1	5,053	75.00	0	0	0.00
たいき農	0	0	-----	1	5,000	-----	0	0	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	4	13,570	271.40	9	19,273	101.15	0	0	0.00
総合計	599	6,142,024	100.80	6,262	58,989,448	109.38	21,469	146,589,179	96.48	219	1,759,900	1.20

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

## 1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

### ① 一般・提携及び統一制度

（2019年4月1日現在）

制 度 名		対 象	資金 使用	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普 通 保 証	中 小 企 業 者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特 別 小 口 保 証	小 規 模 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小 口 保 証	小 企 業 者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風 俗 営 業 飲 食 業 保 証	中 小 企 業 者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の 貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手 形（でんさい）割引根保証	中 小 企 業 者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手 形 貸 付 根 保 証	中 小 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中 小 企 業 金 融 円 滑 化 保 証 （ス ム ー ズ 8 0 0 0）	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む中小企業者であり、 金融機関の企業評価「自己査定」 において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。 また、経営安定関連保証を併 用する場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者のみ徴 求するが、申込人が希望し、協 会における保証料率区分が第7区分 から第9区分の場合に限り不要)
	8 小 口 連 携 保 証 （ト ラ イ ア ン グ ル 1 0 0 0）	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む会社・個人（確定 申告先）で商工団体が推薦する先で あり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が 上限 500	5年以内	徴求しない 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	※所定の資格要件を満たす先については 1,000		
	9 優 良 ラ ン ク 保 証 （バ リ ュ ー 5 0 0 0）	県内に本店を有し、経営内容が良好 であり、かつ今後も経営の向上が見 込まれる会社及び医療法人で、所定 の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優 良 ラ ン ク 保 証 Ⅱ （グ ッ ド 3 0 0 0）	県内に本店を有し、小規模であるが 財務内容が健全な会社及び医療法人 で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 優 良 ラ ン ク 保 証 Ⅲ （フ ァ イ ン 1 0 0 0）	県内に事業所を有し、財務内容が健 全な個人事業者で、所定の資格要件 を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
	12 地 域 産 業 応 援 保 証 （ す ご サ ポ ）	愛媛県が作成するデータベース（「ス ゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴ Ven.」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	13 事 業 成 長 支 援 保 証 （ ま る サ ポ 2 0 0 0）	中 小 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求
			設備	※但し、既保証残高を含む	15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則代表者1名
14 ぐ る り 瀬 戸 内 活 性 化 保 証 （ せ と う ち 保 証 ）	せとうちDMOが運営するメンバ ーシップ制度の会員であり、一般社団 体せとうち観光推進機構による推 薦を受けている中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則代表者1名	
15 ※ A 創 業 フ ォ ロ ー ア ッ プ 保 証 （ セ カ ン ド ）	「愛媛県中小企業振興資金融資制度 保証要綱に規定する新事業創出支援 資金」を利用している（過去に利用 した）先で、創業後5年未満の個 人又は会社	運転 設備	個人・会社 2,000 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度)	10年以内 (但し、愛媛県制度を併用する 場合は運転資金7年以内)	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	

制度名		対象	資金 使途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
提携保証	16 税理士会連携保証 (ショートサポート 3000)	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	17 税理士会連携保証 (ロングサポート 3000)	中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15年以内 (但し、一括返済は 1年以内)	原則徴求しない 原則代表者1名
	18 超長期借換保証 (スーパーランディング 20)	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 200,000	20年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
全国統 一保 証	19 事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	20 当座貸越(貸付専用型) 根保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
	21 長期経営資金保証	中小企業者	運転	個人・会社 20,000	3年以上10年以内	原則として徴求
			設備		3年以上20年以内	必要に応じ徴求
	22 予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧債 決済資金は 対象外)	2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用す る場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度を 利用する場合は7年以内(運転資 金については5年以内とする)) ※信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	23 小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資限度額)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	24 経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の 支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並び に計画の実行及び進捗の報告を行う中 小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
設備			7年以内		徴求しない	
		借換	組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 (法人は代表者のみ徴求)	
25 条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金の残高 があり、その全部又は一部について返済条 件の緩和を行っているもので、金融機関及 び認定経営革新等支援機関の支援を受け つつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行 及び進捗の報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求	
		設備				組 合 48,000
		借換	組 合 48,000			
26 財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己 資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)か つ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資 本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ (使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率 15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用 総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カ バレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 設備	会社 ・特定非営利活動法人 28,000	一括返済の場合 2年以内	必要に応じ徴求	
						組 合 48,000
27 事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集 約化するための資金供給を必要としている持 株会社で、保証制度要綱に規定する資格要 件を満たす先	事業承継計 画の実施に 必要な資金	持株会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者	
28 自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、 以下の要件を全て満たす先 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続 が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完 済が求められる債務について事業清算により 完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等により合意に至 った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗 の報告を行うもの。	廃業計画の 実施に必要 な資金	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000	1年以内 かつ、終期は 解散予定日より前	必要に応じ徴求 原則法人代表者	

## ② 県制度（愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保証以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人	
経営安定資金	29	一般資金	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
				設備	※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求
	30	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者（※1）	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	31	小口資金	小規模企業者 （但し、特別小口保険を利用する者に あっては、小規模企業者であって、原則 として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者）	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 （但し、特別小口保険利用の 場合は5年以内）	必要に応じ徴求 （但し、1,250万円以内の場合 は不要、特別小口保険利用の 場合は徴求しない）
設備				10年以内 （但し、特別小口保険利用の 場合は7年以内）		必要に応じ徴求 （但し、特別小口保険利用の 場合は徴求しない）	
32	短期資金	中小企業者	運転	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
						必要に応じ徴求	
33	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 （根保証においては融資極度額）との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）	
34	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く （但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者）	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 （根保証においては融資極度額）との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）	
35	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者等	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 （一部5年以内）	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 （一部7年以内）	必要に応じ徴求	
新事業創出支援資金	36	創業等関連資金	運転	個人・会社 1,500	7年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業等を行うとする個人及び 会社において、自己資金を限度額と する	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）	
	37	創業関連資金	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）	
38	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を 廃業もしくは会社を解散した経験を 有する者で、当該事業廃止の日もし しくは会社を解散した日から5年を 経過する前に保証の委託を申し込み した者	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない	
		設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）		
39	事業承継支援枠	県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求	
40	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者（※1） 又は 特例中小企業者（※2） 又は 中小企業者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	7年以内 （但し、経営力強化保証を 利用する場合は5年以内）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
41	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 10,000 ※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求
42	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	必要に応じ徴求
43	災害関連対策資金		災害等の発生の都度知事が定める			
	平成30年7月豪雨災害	り災証明書等の発行を受けた、以下の要件を満たす中小企業者。 ①災害の影響を受けて、営業・操業の縮小や停止 ②最近1か月の売上が前年同期と比較して10%以上の減少、又は減少見込 ③災害対策資金として一時的に資金を必要としている	運転 設備	個人・会社・組合 2,000 3,000	運転7年以内 設備10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

### ③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
44	中小企業振興資金 融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限500	各市町の 融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
45	中小企業緊急経営資金 融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
46	中小企業経営安定化 資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 及び中小企業緊急経営資金融資制度保証 と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
47	中小企業季節資金 融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限300	各市町の 融資条件による (最長5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
48	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限1,000	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
49	小企業特別小口資金 融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限200	5年以内	徴求しない 徴求しない

## 2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
50	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
51	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 20,000 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
52	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
53	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
54	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000 (6号認定者)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 38,000 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
55	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的に被害を 受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
56	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項 の認定を受けた特例中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者
57	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額 が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
58	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
59	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を 廃業もしくは会社を解散した経験 を有する者で、当該事業廃止の日も しくは会社を解散した日から5年 を経過する前に保証の委託を申し込 みした者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	※B 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転	会 社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴求しない (但し、10,000万円超 の保証の際は必要)
			設備		7年以内	必要に応じ徴求
	※C 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転	会 社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	必要に応じ徴求
62	災害関係保証	被災中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
63	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金 使途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徵求 上段:担保 下段:保証人
64	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徵求
				特定組合	48,000		必要に応じ徵求
65	商店街整備等証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人	28,000	15年以内	必要に応じ徵求
							必要に応じ徵求
66	伝統的工芸品証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人	28,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
67	地域伝統芸能証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合	28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
68	流通業務総合効率化証	認定中小企業者	運転	個人・会社 組 合	28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
69	小規模事業者証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人 又は 特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人 特定非営利活動法人	28,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
70	特定中小企業再生証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等	28,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
71	※D 地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 組 合	28,000 (60,000) 48,000 (80,000)	5年以内	必要に応じ徵求
			設備			7年以内	必要に応じ徵求
72	※E 海外地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業〔需要の開拓に係るものに限る〕 を実施するものに限る)	運転	個人・会社 組 合	40,000 60,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備			7年以内	必要に応じ徵求
73	中心市街地商業等証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 ※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
74	中心市街地商業等証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 ※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	56,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
75	※F 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社 組 合	30,000 60,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備			7年以内	必要に応じ徵求
76	※G 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社 組 合	28,000 (60,000) 48,000 (120,000)	5年以内	必要に応じ徵求
			設備			7年以内	必要に応じ徵求
77	※H 異分野連携新事業 分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 組 合	28,000 (100,000) 48,000 (140,000)	5年以内	必要に応じ徵求
			設備			7年以内	必要に応じ徵求
78	※I 周辺地域整備 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合	28,000 (30,000) 48,000 (60,000)	10年以内	必要に応じ徵求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額 (万円) ( ) は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
79	※J 中 小 企 業 特 定 社 債 保 証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者（株式会社・特有限会社・合名会社・合資会社・合同会社） (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ（自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上）かつ（使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ2.0倍以上） (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ（自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上）かつ（使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ1.5倍以上） (3) 総資産額5億円以上かつ（自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上）かつ（使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ1.0倍以上）	運 転 設 備	会 社 45,000  一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証と合計で50,000以内とする  一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証及び一括支払契約保証と合計で100,000以内とする	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超の保証の際は必要)  徴求しない
80	※K 特 定 研 究 開 発 等 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転 設 備	個人・会社 28,000 (30,000) 組 合 48,000 (60,000)	10年以内  15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
81	※L 流 動 資 産 担 保 融 資 保 証 ( A B L 保 証 )	流動資産（売掛債権・棚卸資産）を担保として借入れを行う中小企業者	運 転 設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証：1年間 (更新可)  個別保証：1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	※M 下 請 振 興 関 連 保 証	振 興 事 業 を 実 施 す る 中 小 企 業 者	運 転 設 備	個人・会社・組合 20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対する売掛債権に限る)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	事 業 再 生 保 証 ( D I P 保 証 )	民事再生手続又は会社更生手続を申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運 転 設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	※N 事 業 再 生 円 滑 化 関 連 保 証 ( プ レ D I P 保 証 )	特定認証紛争解決事業者（特定ADR）、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運 転 設 備 <small>(経済産業省令で定められているものに限る)</small>	個人・会社 28,000 組 合 48,000	3年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	※O 特 定 信 用 状 関 連 保 証 ( L C 保 証 )	スタンドバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事 業 の 振 興 に 必 要 な 資 金	個人・会社・組合 20,000	1年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	※P 農 商 工 等 連 携 事 業 関 連 保 証	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	運 転 設 備	個人・会社 28,000 (100,000) 組 合 48,000 (140,000)	5年以内  7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	農 商 工 等 連 携 支 援 関 連 保 証	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運 転 設 備	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内  7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	経 営 承 継 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者 (※組合、士法人は対象外)	運 転 設 備	個人・会社 28,000	10年以内  15年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	特 定 経 営 承 継 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者 の 代 表 者	運 転 設 備	認定中小企業者の 代表者個人 28,000	10年以内  15年以内	必要に応じ徴求  原則認定中小企業者
90	※Q 一 括 支 払 契 約 保 証	中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額 (万円) ( ) は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
91	商店街活性化事業証 関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等（組合員、所属員を含む）	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
92	商店街活性化支援証 関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
93	経営革新等支援証 関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	※R 特定下請連携事業証 関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社	28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
96	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
97	連携創業支援等証 関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
98	地域産業資源活用支援証 関連保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
99	※S 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (120,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
100	地域経済牽引事業証 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
101	地域経済牽引支援証 関連保証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
102	商店街活性化促進事業証 関連保証	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額 (万円) ( ) は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
103	新 技 術 等 実 証 関 連 保 証	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
104	革 新 的 デ ー タ 産 業 活 用 関 連 保 証	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
105	先 端 設 備 等 導 入 関 連 保 証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
106	情 報 処 理 支 援 関 連 保 証	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
107	経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
108	特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業者を営んでいない個人	運転	個人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
109	技 術 等 情 報 漏 え い 防 止 措 置 関 連 保 証	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
110	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000 万円を限度とする				
111	借 換 保 証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※ 1) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項（経営安定関連）1～8 号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(※ 2) 「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業承継サポート保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、災害関係保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業等支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性化促進事業関連保証、新技術等実証関連保証、革新的データ産業活用関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
3. 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証2,000万円)の範囲内で取り扱います。  
また、別枠を利用した場合、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る)、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証4,000万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているものうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額になりますのでご注意ください。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等関連特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づき県知事の認定書が必要です。
3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、流動資産担保保険に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
4. ※E海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の海外投資関係保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
6. ※G経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連

保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
(新事業開拓保証に該当する場合)  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(海外投資関係保証に該当する場合)  
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(流動資産担保保険に該当する場合)  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
8. ※I周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
9. ※J中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私債の発行価格は56,000万円が限度となります。
10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
11. ※L流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
12. ※N事業再生円滑化関連保証(特別小口保険利用の場合を除く)および※O特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
13. ※P農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
(新事業開拓保証に該当する場合)  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(海外投資関係保証に該当する場合)  
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(流動資産担保保険に該当する場合)  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
15. ※R特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
16. ※S経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

# 信用保証料率表 (2019年4月1日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。  
 青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)										有担保割引の適用	その他任意要 因割引の適用		
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分				
一般保証	1 普通保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	2 特別小口保証(無担保・無保証人)	○		○					0.85								
										0.68							
	3 小口保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	4 風俗営業飲食業保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	5 手形(でんさい)割引根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○			
	6 手形貸付根保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	8 小口連携保証(トライアングル1000)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	9 優良ランク保証Ⅰ(バリュー5000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○			
	10 優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○			
	11 優良ランク保証Ⅲ(ファイン1000)	○			-	-	-	-	-	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○		
	12 地域産業応援保証(すざサポート)	○			1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○			
	13 事業成長支援保証(まるサポート2000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	14 ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)	○			1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○			
	15 創業フォローアップ保証(セカンド)(注13)	○		○						0.30							
	提携保証	16 税理士会連携保証(ショートサポート3000)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		17 税理士会連携保証(ロングサポート3000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
18 超長期借換保証(スーパーランディング20)		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
19 事業者カードローン当座貸越根保証		○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○			
20 当座貸越(貸付専用型)根保証		○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○			
21 長期経営資金保証		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
22 予約保証(注7)		○			-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
23 小口零細企業保証(注3)			(下記以外)	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○			
			予約保証(注7)	○	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		
全国統一保証		24 経営力強化保証(注11)	○			1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○		
					○	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○		
		25 条件変更改善型借換保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		26 財務要件型無保証人保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○(注6)	
		27 事業承継サポート保証	○							1.15					○		
		28 自主廃業支援保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		一般保証	29 一般資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	
			30 建設産業短期資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	
					(下記以外)	○					0.80						
			特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号	○					0.70							
				5号、7号~8号	○					0.70							
	31 小口資金		○			1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○		
				(下記以外)	○					0.85							
				特別小口保険利用	○					0.68							
				NPO法人(注12)	○					0.80							
	32 短期資金		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	33 小口零細企業資金		○			1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○		
				(下記以外)	○	1.85	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○		
			34 経営指導特例	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			
35 チャレンジ企業支援資金	○				1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			
			(下記以外)	○					0.70								
			制度保証要綱の融資対象(1)に該当するものであって特別保険を利用する者	○					1.00								
			海外投資関係保証を利用する者	○					0.80								
			36 創業等関連資金	○					0.80								
		37 創業等関連資金	○					0.80									
		38 再挑戦支援資金	○					0.80									
		39 事業承継支援	○					0.80									
		制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○				
		制度保証要綱の融資対象(2)及び(3)に該当するもの	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○				
40 緊急経済対策特別支援資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○				
		(下記以外)	○					0.80									
		特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号	○				0.70									
		5号、7号~8号	○					0.70									
		特例中小企業者	○					0.80									
		制度保証要綱の融資対象(8)に該当するものであって責任共有対象の者	○	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○				
		制度保証要綱の融資対象(9)に該当するものであって責任共有対象外の者	○	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○				
41 雇用促進支援資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○				
42 建設産業新分野進出等支援資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○				
		(下記以外)	○					0.70									
		特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号	○				0.80									
		5号、7号~8号	○					0.70									
43 災害関連対策資金	○							0.70									
		平成30年7月豪雨災害	○	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○				
44 中小企業振興資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
45 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
46 中小企業経営安定化資金融資制度保証	○							0.80									
		特定中小企業者(注10)	1号~4号、6号	○				0.70									
		5号、7号~8号	○					0.70									
47 中小企業季節資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
48 中小企業設備近代化資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
49 小企業特別小口資金融資制度保証	○							0.85									
		NPO法人(注12)	○					0.68									
50 公害防止保証	○							1.00									
51 エネルギー対策保証	○							1.00									
52 海外投資関係保証	○							1.00									
53 新事業開拓保証	○							1.00									
		(下記以外)	○					0.70									
		新事業開拓保険(注4)	○					0.70									
54 経営安定関連保証(セーフティネット保証)	○							0.70									
		1号~4号、6号	○					0.80									
		(下記以外)	○					0.70									
		5号、7号~8号	○					0.80									
		特別小口保険利用	○					0.80									
		NPO法人(注12)	○					0.70									
55 東日本大震災復興緊急保証	○							0.80									
		(下記以外)	○					0.80									
56 危機関連保証	○							0.80									
		特別小口保険利用	○					0.80									
57 創業等関連保証	○							0.80									
58 創業関連保証	○							0.80									
59 再挑戦支援保証	○							0.80									
		(下記以外)	○					0.80									
		60 破綻金融機関等関連特別保証	○					0.75									
		61 破綻金融機関等関連特別無担保保証	○					0.65									
62 災害関係保証	○							0.80									
		(下記以外)	○					0.70									

区分	制度名	責任共有			責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）																				
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他定率要素割引の適用										
別	71 地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)	○	○											0.70										
		特別小口保険利用			○											0.80									
		流動資産担保保険利用		○												0.68									
	72 海外地域産業資源活用事業関連保証	新事業開拓保険利用	○													1.00	○								
		新事業開拓保険（注4）	○													0.70									
	73 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)	○													1.00	○								
		特別小口保険利用			○											0.70									
	74 中心市街地商業等活性化支援関連保証	(下記以外)	○													0.70									
		特別小口保険利用			○											1.00									
	75 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)	○													1.00									
		新事業開拓保険（注5）	○													1.30									
(下記以外)		○													0.70										
76 経営革新関連保証	特別小口保険利用			○											0.80										
	新事業開拓保険利用	○													1.00	○									
	新事業開拓保険（注4）	○													0.70										
	海外投資関係保険利用	○													1.00	○									
77 異分野連携新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
	流動資産担保保険利用		○												0.68										
	新事業開拓保険利用	○													1.00	○									
	新事業開拓保険（注4）	○													0.70										
78 周辺地域整備関連保証	海外投資関係保険利用	○													1.00	○									
	(下記以外)	○													1.15	○									
	特別小口保険利用			○											0.85										
	NPO法人（注12）	○													0.68										
枠	79 中小企業特定社債保証	新事業開拓保険利用	○												1.00	○									
		新事業開拓保険（注4）	○													0.70									
	80 特定研究開発等関連保証	(下記以外)	○													0.70									
		特別小口保険利用			○											0.80									
	81 流動資産担保融資保証（ABL保証）	新事業開拓保険利用	○													1.00	○								
		新事業開拓保険（注4）	○													0.70									
	82 下請振興関連保証	(下記以外)	○													0.68									
		特別小口保険利用			○											0.56									
	83 事業再生保証（DIP保証）	(下記以外)	○													2.20									
		特別小口保険利用			○											1.76									
	84 事業再生円滑化関連保証（PLEDIP保証）	(下記以外)	○													0.85									
特別小口保険利用				○											0.85										
保	85 特定信用状関連保証（LC保証）	(下記以外)	○												1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		特別小口保険利用			○											0.70									
	86 農工商等連携事業関連保証	流動資産担保保険利用		○												0.80									
		新事業開拓保険利用	○													1.00	○								
		新事業開拓保険（注4）	○													0.70									
	87 農工商等連携支援関連保証	海外投資関係保険利用	○													1.00	○								
		(下記以外)	○													1.15	○								
	88 経営承継関連保証	(下記以外)	○													1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○
		特別小口保険利用			○											0.85									
	89 特定経営承継関連保証	(下記以外)	○													1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○
		特別小口保険利用			○											0.85									
証	90 一括支払契約保証（注9）	(下記以外)	○												1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35	○	
		特別小口保険利用			○											0.70									
	91 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	○													0.70									
		特別小口保険利用			○											0.80									
	92 商店街活性化支援関連保証	(下記以外)	○													1.15									
		特別小口保険利用			○											0.70	○								
	93 経営革新等支援関連保証	(下記以外)	○													1.15	○								
		特別小口保険利用			○											1.15	○								
	94 情報提供支援関連保証	(下記以外)	○													1.15									
		特別小口保険利用			○											0.70									
	95 特定下請連携事業関連保証	(下記以外)	○													0.70									
特別小口保険利用				○											0.80										
新事業開拓保険利用		○													1.00	○									
96 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）（注11）	新事業開拓保険（注4）	○													0.70										
	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
	特別小口保険利用			○											0.80										
97 連携創業支援等関連保証	(下記以外)	○													1.15	○									
	特別小口保険利用			○											1.15	○									
98 地域産業資源活用支援関連保証	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
99 経営力向上関連保証	新事業開拓保険利用	○													1.00	○									
	新事業開拓保険（注4）	○													0.70										
	海外投資関係保険利用	○													1.00	○									
	(下記以外)	○													0.70										
100 地域経済牽引事業関連保証	特別小口保険利用			○											0.80										
	(下記以外)	○													1.15	○									
101 地域経済牽引支援関連保証	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
102 商店街活性化促進事業関連保証	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
103 新技術等実証関連保証	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
104 革新的データ産業活用関連保証	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
105 先端設備等導入関連保証	(下記以外)	○													0.70										
	特別小口保険利用			○											0.80										
106 情報処理支援関連保証	(下記以外)	○													1.15	○									
	特別小口保険利用			○											1.15	○									
107 経営承継準備関連保証	(下記以外)	○													1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	特別小口保険利用			○											0.85										
108 特定経営承継準備関連保証	(下記以外)	○													1.15	○									
	特別小口保険利用			○											1.15	○									
109 技術等情報漏えい防止措置関連保証	(下記以外)	○													1.15	○									
	特別小口保険利用			○											1.15	○									
110 追認保証（注1）		○	△	△											1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
111 借換保証（注2）		△	△	△											1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△	

**【補足説明】**

(1) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものの、

(2) 責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率、

(3) 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営状況を勘案して算出されている保証料率の区分とする。

(4) 保証料率に定率を適用する保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を算定し、これに定率を適用して実際に適用する保証料率を決定する。

(5) なお、区分別料率を適用する保証制度において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定率を適用して料率を決定する。

① 本人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

② 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③ 金融機関からの借入れ（当該保証関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

(6) 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(7) 一括支払契約保証を除く保証制度で会計基準を認識していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(8) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。

(9) 「小口等簡便企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に設定された保険種別以外）はすべての保険種別を除く保険特例を含む利用が可能である。また、当該保証制度、手形（でんさい）割引保証等の根拠保証形式の保証は利用できないに定める料率による。

(注1) 「新事業開拓保険」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。

(注2) 「新事業開拓保険」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。

(注3) 協会保証割引として、「経営者」「経営事務」「経営基礎」「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率を引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。

(注4) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。

(注5) 「中小企業金融円滑化保証」「事業再生計画実施支援保証」「税理士連携保証（ロングサポート3000）」については、愛知県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。

(注6) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。

(注7) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保証法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町村の認定を受けた方のごことです。

(注8) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み済みの保証であって保証割合が100%の保証を除く。）を本制度で借り換える場合（保証付の既借借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。

(注9) 「NPO法人」とは、中小企業信用保証法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のごことです。

(注10) 「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34創業関連保証」「55創業関連保証」のいずれかを併用します。

# 保証協会団信実績

| 2019年2月 |

2009年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

## ●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（\*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（\*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

## ●保証協会団信加入状況

保証協会団信の2019年2月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

9～2月件数	9～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
55件	54,377万円	1,179件	886,161万円	752万円	51.5歳

### 〈金融機関別〉

金融機関名	9～2月件数(件)	9～2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	18	21,617	349	301,205
四国銀行	1	800	10	12,845
百十四銀行	—	—	11	16,200
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	—	—	11	8,830
山口銀行	—	—	1	1,500
愛媛銀行	17	18,500	330	266,185
香川銀行	1	200	17	17,760
高知銀行	1	1,500	24	16,897
徳島銀行	—	—	4	2,290
愛媛信金	11	7,200	294	167,202
東予信金	2	2,600	69	40,930
川之江信金	1	500	23	18,967
宇和島信金	2	960	32	13,550
三菱東京UFJ	—	—	1	500
商工中金	—	—	1	300
えひめ南農協	1	500	1	500
合計	55	54,377	1,179	886,161

あなたの  
愛媛県民度が  
試される

# 愛媛 歴史文化 検定

〈第1回〉

〈難易度〉 ☆☆☆難しい ☆☆☆ふつう ☆やさしい

## 第1問 次の問いに答えよ。(配点50)

問1 現在国内には12か所の天守が現存する。愛媛県にある現存2天守の写真を選び、それぞれの城の名前を答えなさい。



問2 道後温泉は、古事記や日本書紀にも登場するわが国最古の温泉です。聖徳太子が「伊予の湯の有様はまさに○○○」と称賛。○○○に入る言葉を選びなさい。

- ①極楽 ②天寿国 ③長寿国 ④天国

問3 文豪・著名人に愛された道後温泉。ここを訪れたことのない文豪を選びなさい。

- ①夏目漱石 ②与謝野晶子 ③菊池寛  
④太宰治

問4 文政11年(1828年)に文武両道を振興し、弛緩した藩の気風を刷新、綱紀を肅正する目的で創設された松山の藩校は何というか答えなさい。

- ①明教館 ②日新館 ③弘道館 ④明倫館

## 第2問 次の問いに答えよ。(配点50)

問5 夏目漱石の小説『坊っちゃん』の主人公、坊っちゃんが教える科目を選びなさい。

- ①英語 ②歴史 ③数学 ④化学

問6 正岡子規は、○○を詠んだ辞世の句を三つ、自ら筆を執って書きつけた直後に意識を失い、翌日の未明に息をひきとった。○○に入るものを選びなさい。

- ①南瓜 ②西瓜 ③胡瓜 ④糸瓜

問7 小説『坂の上の雲』の登場人物である秋山好古が晩年に校長をした学校を選びなさい。

- ①大洲中学(大洲高) ②松山中学(松山東高)  
③北予中学(松山北高) ④西条中学(西条高)

問8 「分け入っても分け入っても青い山」「まっすぐな道でさみしい」などで有名な漂泊の俳人・種田山頭火が晩年に松山で過ごした終の住処の写真を選び、名前を答えなさい。



## 解答

〈問1〉 ア・松山城/ウ・宇和島城  
現存天守とは、江戸時代またはそれ以前に建設され、現存している天守のことで、ほかに弘前城、松本城、丸岡城、犬山城、彦根城、姫路城、松江城、備前松山城、丸亀城、高知城がある。  
〈問2〉 ②天寿国  
〈問3〉 ④太宰治  
〈問4〉 ①明教館  
②会津藩の日新館/③佐賀藩の弘道館/④長州藩の明倫館

〈問5〉 ③数学  
漱石自身は松山中学(現在の松山東高)で英語を教えた。  
〈問6〉 ④糸瓜(へちま)  
〈問7〉 ③北予中学(松山北高)  
大正13年(1924年)から約6年間学校長を務めた。  
〈問8〉 ウ・一草庵  
アは臥龍山荘(大州市)/イは子規堂(松山市)/エは天赦園(宇和島市)

得点

100

がんばる中小企業のベストパートナー



## 本 所

〒790-8651 松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館2・3階  
 総務部  
 総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107  
 電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170  
 業務統括部  
 企業支援課 TEL089-931-2116 FAX089-931-2107  
 // TEL089-931-2114 FAX089-931-2107  
 管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-2107  
 監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-2107

## 松山事業部 業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

〒790-8651 松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1階  
 保証一課・保証二課・管理課  
 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

## 新居浜支所 業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階  
 保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284  
 管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

## 今治支所 業務区域 今治市・上島町

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
 TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

## 八幡浜支所 業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
 TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

## 宇和島支所 業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
 TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583



LINE

保証協会のホットな話題をお届けしています。

